

少年法制発展の歴史的考察

—形成・分歧をめぐる諸問題とその実態—

重松一義

△ 目次△
まえがき

- 一 近代以前の幼年者への懲罰・勸戒・仕置
 - (一) 伝統的な家父長制の家庭内躰けと逸脱少年の存在
 - (二) 小童にも及ぶ中世武家法の喧嘩両成敗の法理
 - (三) 近世にみる見懲り・勘當 寄場送りの家内仕置
 - (四) 西欧での懲治場・感化院・少年監獄成立事情
- 二 近代にみる西欧の少年立法導入と変遷・改革
 - (一) 明治維新と明治五年監獄則並國式の請願懲治
 - (二) 不論罪と第一回改正監獄則の対象となる懲治
 - (三) 尊属親懲治・別房留置の廃止と私立感化院の動向
- 三 感化法制定と感化院設置事情
 - (一) 明治三三年感化法の法案審議経緯とその主要論点
 - (二) 感化法制定と府県立感化院設立上の諸制約
 - (三) 残された懲治の課題と特設幼年監の教育体制統一
- 四 新刑法・監獄法成立と将来に向けた少年の特別法模索
 - (一) 新刑法・監獄法公布と懲治人への暫定的経過措置
 - (二) 新刑法・監獄法成立に関連し感化法中改正案の審議結果
 - (三) 司法省の感化院方式による進歩的特設監教育への修正指導
- 五 少年法制をめぐる行政権主義・裁判権主義の対立論争
 - (一) 先行する西欧感化院・感化監の処遇知識と学理
 - (二) 行政権主義・裁判権主義の対立論争

六 旧少年法の画期的保護主義とその展開

感化教育理解の全国的拡がりと感化院長協議会

国立感化院令の公布と国立感化院の実現

少年法案・矯正院法案の審議経過

小河滋次郎の非少年法案論

少年法成立とその意義・特色

(六) 矯正院・少年保護団体・少年刑務所の役割と機能

七 戦後の新少年法と当面する諸問題

英米法系GHQ新少年法と旧少年法との比較

少年法運用の実際と適正手続の洗礼

(三) (二) (一) 少年犯罪の異常な変質と少年法改正をめぐる諸論点
あとがき

まえがき

これまで前例をみない凶悪異常な少年犯罪が続発する二〇世紀末から、少年審判制度の妥当性に疑問を抱く世論は厳しく、少年法改正を要請する声は切実である。私はかつて昭和四四年、横浜国立大学での第二三回法制史大会総会で「わが国における幼年懲戒觀念の変遷——近世から現代にいたる法制史の一考察——」を発表、その一部は要約し、雑誌『刑政』昭和五一年二月号に掲載、昭和五一年には拙著『少年懲戒教育史』（第一法規）を文部省学術助成図書として出版。その内容は翌昭和五二年、慶應義塾大学塾監局講堂においての日本教育史学会で発表、昭和五六六年には編著『少年法演習』（新有堂）刊行の機会を得た。

その他の編纂協力としては『多摩少年院五十年史』（昭和四八年）に出張して関与助言、法務省矯正局参事官室編『矯正年譜』（昭和五〇年）、矯正協会編『少年矯正の近代的展開』——少年法施行六〇周年記念出版——（昭和五九年刊・着手時は少年矯正史料集と仮称）などにも參画関与、論説としては「少年院の実態にみる少年法」、雑誌『法と政策』昭和五八年八月号（第一法規）などを、主として法務省矯正研修所教官時代に、少年問題への対応として取り組んできた。以来二十数年、このところ騒然とする少年問題は、かつての穏やかな保護主義ではフォローできない諸問題があり、より現実的な対応を考える必要が求められ、私の周辺からも、これら旧稿を補ない敷衍し、現行少年法の当面する問題点を考えるうえで歴史的アプローチを重点に触れてもらいたいとの勧めもあり、本稿は健康上不如意であるが、今後への若干の展望をも加え、及ばずながら所見を試みることとした。

一 近代以前の幼年者への懲肅・勸戒・仕置

(かうさくしょく)

(一) 伝統的な家父長制の家庭内躾けと逸脱少年の存在

子供への懲戒・仕置・教化というものは、観念的にも機能的にも、根元的には強力な家父長・親権者を中心とした家庭教育・家庭内の躾けの一環としてあり、西欧に“法律は家庭に入らず”といわれる法諺があるように、それを端的に言い表わしているといえよう。しかし、不幸にも家庭から何等かの事情で離散し逸脱した問題少年は古くから存在しており、

- (イ) 野生児……神話・童話では森に捨てられた子とされ、粗暴で反抗的な手に負えぬ児
- (ロ) 放浪児……神話・童話では街に捨てられた子とされ、家に居つかぬ遊惰で放浪癖のある児
- (ハ) 逸脱児……神への冒涜をあえてし、風俗を乱す児

(二) 孤状児……遺棄され疎外された児

といった類いの少年群を分類でき、紀元前四〇〇年の頃、プラトンがその著『理想の国』で、罪を犯した子供のうち改善可能な者を「悔悟の家」Sophronisterionという教化施設に収容すべきだと意見をのべたといわれる。それが創設されたか否かは明らかではないが、おそらく、のちの教護院・少年院・少年監獄の類いの必要性を指示示したものであろう。今から一二〇〇年前に、スペインで、こうした子供を収容するバレンシヤの「少年保護の家」があつたと伝えられており、古くからすでに、このような施設があつたようである。

隣国中国でも、隋唐以前から「愛幼養老之義⁽¹⁾」と注釈されるように、七歳までは「悼」「矜少」と、九〇歳を越えれば「耄」として、死罪にあたる罪でも刑を加えずとされ、刑事責任能力・受罰能力がないとされてい

る。

隋唐律に倣つたわが国の律令体制下（奈良・平安時代）では、一〇歳以上一六歳以下の幼者を「小兒」と律で表現、養老律令の戸令、これは賦役を課する上での区分であるが、一〇歳以上を「丁」、六一歳以上を「老」、六六歳以上を「耆」としており、未成年者（未丁年者）は、三歳以下を「黃」（大宝律令では綠兒と記す）、一六歳以下を「少」、二〇歳以下を「中」と三つに区分している。刑罰法規である名例律第七〇条以下には「七歳以下は絶対刑事責任無能力」「八歳以上一六歳以下是限定刑事责任能力」とされている。⁽²⁾ この時代は「不孝」「長幼の序に反すること」が八虐の重罪に含まれているが、聖徳太子の「十七條憲法」に「人尤だ悪しきもの鮮し」という認識があり、政りごともこのような姿勢で執りおこなわれたわけである。

（二）小童にも及ぶ中世武家法の喧嘩両成敗の法理

つぎに中世であるが、わが国では武士が政治をおこなう鎌倉・室町幕府の時代で、子供は「小兒」「小童」「童部」と表現され、武士の社会であるだけに、文献的にも武士同士の子の喧嘩両成敗といった事例が散見される。幕府の刑典「御成敗式目」には刑事责任能力の規定を欠いているが、小童が喧嘩に加勢、他方の小童を傷つけた事例には先例がなく、法家の意見を問い合わせた。

如レ此事、関東被^{定置}候ハヌ也。式目之外法意ヲ守矣、又時儀ニヨリテ御計候者也、今日彼御返事披覽^二
評定砌⁽³⁾云々。法意^一十六以下者收^レ贖^二云々。彼刃傷童十二三歳云々。可^レ被^レ処^二科料^一。不可^レ被^レ收^二其^一
身^一歟⁽³⁾

との回答（原文一部要約）をみている。一六歳以下は贖を相当とするが、一二、三歳であるから科料を以て相当と、名例律を踏まえ量刑を答申している。ただ中世でも室町末期となれば、幕府の意見状、室町家御内所案上などをみてても、一五歳以下の小児の打擲刀傷も治安上物^(マツ)（物騒）として成敗されるに至っている。一六歳

という律の伝承的慣例の基準はここに崩れたといえよう。

また当時、一般庶民の子の遊びとして「継子立⁽⁴⁾」というものがあり、この言葉に早くも庶民に潜む差別的な子供への眼と、「継子扱い」、「継子いじめ」という、排除的な比喩が汲みとれる。

眼を西欧に転じれば、中世では法王・修道院・教会といった宗教的支配勢力が大きく、神を冒涜する行為としての宗教裁判は、魔女裁判を代表とするごとく、拷問・晒しこそ名譽・人格を spoil する罪が、男女・子供の別なく適用され、城塞・城牢・地下牢などに成人とともに混禁されていた。したがって、成人と分離、独自の少年対策、公教育として必要とする少年教化施設の創設ということだが、社会問題としていまだ十分に表面化していなかつたといえよう。

(三) 近世にみる見懲り・勘当・寄場送りの家内仕置

近世の江戸時代に入つてより、子供の呼び方は童子・幼童・童蒙・幼年者・子供などと呼ばれ、親の言うことをきかぬ子、世間の評判が悪い子、あるいは憎まれつ子は「腕白小僧」「餓鬼(大将)」「頑児」「悪童」「頑童蒙」「凶頑」「勘当者」「不孝之子」「不肖の子」「不行跡の子」「鬼っ子」「放湯児」「通り者」など、さまざまに表現されている。

江戸初期において感銘を覚える事柄として、万治三年（一六六〇）、紀州藩初代藩主徳川頼宣（南龍公）の治下、熊野山中で父殺しをおこなつた若者が、「平素家族を苦しめる悪い親を殺してなぜ悪い」と申し立て、罪の意識がまったくないことから直裁きをなし、「是れ教えざる罪なり、予が不徳の罪なり」と言ったといわれ、この戦国の余燼消えやらぬ時期に、ともかく為政者が「教えざる罪」に気づき反省したということは注目されることであった。

ただ江戸初期は親の罪に子が縁坐され、慶安事件の丸橋忠弥の幼児などは、乳児縄をかけられ風車を持たさ

ちこ

れて江戸市中を引廻されたうえ処刑され、下総佐倉の名主惣五郎の四児も、父の直訴の罪に縁坐して打首となるなど、親の罪に縁坐して罪のない子供までが無惨な刑に処されるという史実を見るのである。しかし政情ようやく安定をみてゆく明暦元年（一六五五）一〇月一三日、『江戸町中定』⁽⁶⁾が制定され、

一、童子誤而殺害朋友等、不可為死罪、但十三歳以上輩者不可遁其咎事

とあるごとく、子供の喧嘩に親が出て加担することを禁じ、一三歳以上は誤まつて仲間を死に至らしめても罪は遁れられないとされている。この条項は今川仮名目録や武田信玄家法がほとんど原型に近い形で適用されており、百姓町人には「曲事」⁽⁷⁾と、武家には「越度」⁽⁸⁾と、身分により区別して表現されている点が特色である。

こうして江戸中期をすこし過ぎた寛保元年（一七四一）極の幕府刑法典「御定書百箇条」⁽⁷⁾七九に、拾五歳以下之者御仕置之事として、

一、子心にて無レ弁人を殺候もの 拾五歳迄親類之預置、遠島

一、子心にて無レ弁火を附候もの 右同断、遠島

一、盜いたし候もの

大人の御仕置より一等輕可申付

追加寛保二年極

一、拾五歳以下之無宿者、途中、其外にて、小盜いたし候におゐては、非人手下

と定め、幼年者はいまだ十分理非を弁えることが出来ない者とし、大人より刑の輕減がなされる対象と法定している。事実、遠島の島割りにしても、なるべく江戸に近い大島などに指定するなどの配慮がなされている。また幼年者は将来改悛の見込み、現代でいう可塑性がある対象として、寛政四年（一七九二）御渡、火附盜賊改太田運八郎伺一件評定書前書に「但幼年ものハ、心底も可改と申を以、入墨も相成間敷哉に候間」⁽⁸⁾と、跡が遺る入墨も避けるべきだといった意見もみられている。また親権に立つ庶民の家内仕置として座敷牢や内証勘

当・委託勘当などの一時的な家庭内追放も広くおこなわれ、元禄時代の草子にも、⁽⁹⁾
 「父母今は詮方尽、流石名高き山下さへ、閉口せし上からは、外の評義に及まじ、扱是非もなき仕合と、お
 どり揚つて腹立し、座敷籠に入置、さまざまのせつかん目も當られず、一門を初め親しき友どち集り、色替
 品替詫言すれど、さらさら以て聞入れず、終に公に訴へ元禄十三辰の秋、ありありと勘当帳にしてしるし、⁽¹⁰⁾
 袋一枚あたへ、それから直に追出す」

と記され、文芸ではあるがこのようないることであり、類似した親族預・溜預もあるが、これは公儀指定の措置で
 ある。このほか大酒店での奉公人仕置（店仕置）、寺子屋仕置、藩校での仕置もあり、特に幾つかの藩校では同
 輩に越度・不都合ある場合、「宥免役」といつた平素指定の謝罪掛が総代で師範に出向き頭を下げて赦される
 非公式の慣習も、先輩から伝授の作法としてあつたようである。

幕末においては、例えば山口藩など「思案固屋」「勘弁小屋」といつた懲らしめのための幼少者の折檻小屋
 （微牢舎）、見懲りのため刑場叱りといつた風⁽¹¹⁾があつたことも伝えられており、幕府も安永元年（一七七二）一二
 月一四日、女子および一五歳以下の無宿でない男子幼年者で敲にあたる刑の者は、換刑処分として軽い者は三
 ○日、重い者は一〇〇日間の牢舎を申付けと改めていた。体刑（敲・笞刑）を短期牢舎に替えたこの「過怠牢」
 の制は、幼年者への仕置として、人道的にも一つの改善をみたわけであるが、「過怠牢」という刑に処せられた
 幼年者は牢で成人と雜居した⁽¹²⁾と指摘されるとおり、成人からの悪風感染防止という配慮にいまひとつ欠けて
 いた。過怠牢もさることながら、幼年者への対策として効果があつたとみるのは、幕末の天保一四年（一八四
 三）、幕府の直轄地および大名領に石川島人足寄場の制度に倣い寄場を設置するよう奨励したことと、大坂・
 京都・秋田・福岡・小倉・松山（伊豫三津近）・水戸・相馬・長崎の各地に仮寄場・徒刑場が設けられている。
 文久元年（一八六一）にはさらに箱館に、元治元年（一八六四）には長岡にも同様のものが設けられ、備中松山
 藩にも懲戒場としての徒場ができている。

なかでも幕府足下の石川島人足寄場『居越帳』（幕末から収容とみられる明治二年七月二九日から明治四年二月一
二日まで延べ二五人の人足年越名籍簿）によれば、最年少は一三歳で、一二歳以下は一一四人で四五・五%と、
ほぼ半数に近い者が今日でいう少年であり、二五歳以下をもつて青少年の対象とするならば一七一人と、全体
の七〇%弱にあたり、三〇歳以下をもつて対象とするならば二〇七人で実に八二%にあたっている。和緩じの
冊子を拝げれば、各葉とも綿状で辛うじて判読でき得たものにすぎず、それにしても幕末の寄場は明らかに西
欧の懲治場・懲役監を併せた類似の実態にあつたことが知られるのである。

(四) 西欧での懲治場・感化院・少年監獄成立事情

わが国においては、江戸の大都市化とともに無宿・無頼・遊民の流入、飢饉・災害による老人幼児を伴なう
難民・窮民の流入は近世の大きな社会問題・政治問題として提起されており、享保・寛政・天保の三改革にお
いても、この人返し策・救済事業が繰り返されている。幕政の前に大きく転がり出た大量の無宿・無頼・遊
民・難民・窮民への対策・救済と治安対策は、かつての幕府開設当初の浪人対策・隠れ切支丹対策と比較して
異質であり、無宿無頼の江戸流入・諸国への大量徘徊は、都市と農村にまたがり競合する悪循環の全国的な問
題で、江戸開府以来の都市暴動（天明の江戸町屋打毀し）などはそれを象徴しよう。幕府の政治姿勢、犯罪非
行観、人権感覚、仁慈の感覚を問う踏み絵でもあつた。

そもそも、この無宿無頼の群像は二通りに大別でき、一つは渡世の手だてのない、逃げ場のない無罪無宿
(流浪人)の群であり、一つは封建社会の動搖と不信への間隙を縫つて遊泳しようとする無頼（浪籍遊怠の輩）
の群である。これは本来二つに分けて、それぞれ政策的に対応すべきであつて、前者は寄場創設時の運営案
「人足寄場起立」でいう福祉・授産を基調とした社会政策的対応が求められ、後者はむしろ懲戒隔離・教化矯
正という刑事政策・保安処分的対応が求められるものであつた。よつて評定所での寄場起立策定の段階では、

これを一本の人足寄場制度で賄おうとするところに意見の相違と無理があり、おおかたの見方として、検束上・財政上、永続しないであろうとする見解が大勢としてあつた。火附盗賊改長谷川平蔵以外、誰一人として進んでこれをやろうとする者がいなかつたのである。⁽¹³⁾

西欧での懲治場・感化院創立事情も、わが国の人足寄場創設事情と共に通したものがあり、一肌も一肌も脱ぎ、泥をかぶつても自ら犠牲を払い、手を差しのべるという慈善的・篤志的な心が動かねば、まず始動しないといえよう。法律や制度より、人間の熱意・愛情、座視できぬ正義の心が、このような施設を生み出してゆくのである。

(1) 先駆であるが挫折をみたブライドウェル懲治場

イギリスにおいては農村部での囮込み運動・産業革命の影響から、大都市ロンドンへの浮浪者・怠惰者・売春婦・軽犯罪者の流入は著しく、その多くは青少年であり、その犯罪・非行は生活の場である貧しいスラム街に集中している。これへの対策が一五五二年のブライドウェル宮殿の払下げであり、一五五五年に労役院に改造、一五七五年に懲治場 House of Correctionとなつている。最初から一六人の職員が配置され、男女を収容、厳しい労働と規則もつくられ、金属加工・紡績・製粉・製パン工場を備え、賃金も与えられ、一五七六年にはエリザベス一世の命により各州に懲治場を設けるよう法律を公布している。

しかしブライドウェルは懲治場としての法制化や財政的援助を欠き、宗教団体支援の慈善事業として統いてゆくが、刑事拘禁・保安処分・教育的拘禁の区別もほとんどなく、処遇は悲惨で改善効果がなく、一八六三年廃止となる頃には政治犯・異教徒を収容する施設に変容している。宮殿の払下げ、職員の配置という英断で世界で最初にできた懲治場でありながら、今日その評価の乏しいことが惜しまれる。多くの場合の先駆の宿命ともいえよう。

(口) 市民参加の本格的モ^デル・アムステルダム懲治場

ブライドウェルが創設されて一〇年後の一五九五年、聖クラリッサ修道会の旧修道院の一部を利用・改修して創設されているが、この施設は市議会で創設を議決・採択し、市民のなかから懲治場監督が選任されるという教育委員会・公安委員会的な民主的組織的運営が当初からなされ、何より「秩序と労働への教育」という教化改善を理念として据え出発している点が画期的であった。⁽¹⁴⁾

特に侮辱的言葉や卑猥な言葉使いを厳しく叱責、煙草を取り上げ、食事のマナーを正し、不満は正規の手続で監督に提出させるなど、生活指導に重点が置かれていることも、この制度にふさわしい内容であつた。その結果、アムステルダムに乞食・浮浪者・非行少年・犯罪者が大きく減少したという現象をもたらし、とりわけハンザ同盟のもとにあるリュベック（一六〇五年）、ブレーメン（一六一三年）、ハンブルグ（一六二三年）、ブランデンブルグ（一六二三年）、ガン（一六二七年、一七七五年のガン監獄設立以前の懲治場）、ダンチビ（一六二九年）、ニュールンベルグ（一六七〇年）などの懲治場運営のモデルとされている。⁽¹⁵⁾

古くから人□過密都市としてヨーロッパ屈指の都市アムステルダムで、懲治場がこのような成果を収めた理由の一つには、オランダの黄金時代に建設された、すなわち「ユトレヒト同盟」でスペインの旧教徒派を驅逐、政治的自由を獲得した時でもあり、大航海時代の海外貿易で巨満の富を得、経済力を背景に慈善団体・市民団体の活動にも好条件であつたという背景があつたからによる。

(ハ) 処遇困難少年を抱えるローマの聖ミカエル少年感化監

アムステルダムよりも六〇年後の一六五五年、ローマ法王イノセント一〇世により少年感化・懲治を目的として設けられているの San Michele は、ローマの新監獄、ローマのカトリック少年監獄などと當時呼ばれたもので、中世の修道院・宗教裁判所牢獄の雰囲気と特色をもつ一面があつた。この施設は市長管理で処遇

規則は裁判官（法官）が定めている。収容少年は「裁判により送致と決まつた一〇歳以下の犯罪少年」と、「最高の悪性傾向をもつ改善が不能で両親および後見人から矯正を委託された不良少年」の二種類の少年を収容、その処遇の方針は、

監門扉に「不良少年の矯正感化の為に――時に国家に有害なる少年も感化される時は國家に有為の人とならん 法王クレメンス一一世 一七〇四年」

もあり、また監房には「Parum est coercere improbos poena nisi probos efficiat disciplina」（規律的訓育によって不良者を改善するのでなければ、刑罰によって之れを拘禁しても益がない）

と記し、監房の中央に「沈黙」 Silentéum という文字が掲げられていたといふ。立派な石造の設備をもつ大きな監獄で病監・精神病監・拷問室まであり、教説師・医師が配属されている。一八世紀まで長くヨーロッパ諸国 の本格的な、最も処遇困難な少年監獄のモデルとされたことが肯ける。

(二) スペインのホスピキオ、サン・フェルナンド両感化監

双方ともマドリッド郊外にあり、ホスピキオは成人男子と少年囚約三〇〇名余混禁の、サン・フェル NANDO は女子約五五〇名の微罪者・浮浪者・乞食を収容する懲治場、実態は感化監で、一七八三年、ジョン・ハワードが視察に訪れた記録⁽¹⁷⁾からみて、作業を中心とした工場監獄といえる様相がみられ、織機が四、五〇台あり、流れ作業により羊毛を梳き紡いでいる。ひとくちに言って、ローマの聖ミカエル少年感化監とは対称的な牧歌的・開放的な雰囲気のもとにある。ただ軍の歩兵が三〇名、馬八頭より成る一ヶ月交代の看守隊が詰めている点が気になるところであるが、問題もなく温情ある処遇であったと伝えられている。当時、スペインの男子典獄は予備役陸軍大佐クラスの軍人、看守隊も予備役兵士により編成という制度となっていたのである。

(ホ) ベルギーのガン監獄少年区

一七七五年、八角形の外堀に囲われた獄舎の一区画を独立の少年区（少年監獄）としたことは、少年教育の専門性・独自性・特殊性という面を刑罰において認識したという点、さらに監獄建築の進歩性という点からも評価されるものであった。女王マリア・テレサの支援、監獄改良に熱意を示し「監獄学の鼻祖」とまで言われたヴィラン一四世伯爵の点数制累進処遇、職業訓練といった治績が、ガン監獄少年区を一層意義あるものとし、アムステルダムのツフトハウス tuchthuis（木挽小屋・男子懲治場の通称）の規則も取り入れ、少年の組織的待遇を踏襲していることも見逃せない。

(ヘ) ドイツのラウエス・ハウスとフックハウスのメットレイ感化院

一八二二年のラウエス・ハウス Rauhes haus、一八三九年のメットレイ Mettray より、芽生えている国親思想 Parens Patriae を踏まえ、家族主義・寮舎制 Cottage System による自治的運営が試みられ、感化の実を上げようとする努力がなされている。ラウエス・ハウスの推進者ウイツヘルン J. H. Wichern (一八〇八—一八九〇) は牧師・神学者で、のちジウリアス Dr. Julius の監獄改良の書『監獄学講義』に傾倒、ベルリンのモアビート少年監獄を舞台に監獄改良・免囚保護に尽力した人物としても知られる。この両施設はともに低年齢少年を中心とした点が特色とされる。こうした私設の小規模農園感化院方式の試みと一部の波及は、一九世紀前半の顕著な動きでもある。

(ト) イギリスのトップビル・フィールズ懲治場

沿革的にはブライドウェル懲治場の成果に倣い設けられた州ならびにロンドン市ウェストミンスター教区の懲治場として発足、エリザベス貧救法に基づく市・州を含む貧民と、ウェストミンスター自由区の乞食・怠惰

者への授産労作施設でもあった。J・C・ハワードの視察報告によれば、一七七四年には三八名、一七七五年には一〇九名、一七七七年には一〇名といった収容数が伝えられている。小人数であるが人道的で熱心な典獄ジョージ・スミス（生年不詳—一七八六年死去）⁽¹⁸⁾の運営足跡が引継がれ生かされると、ハワードとしてはめずらしく賞讃の辞で伝えられている。

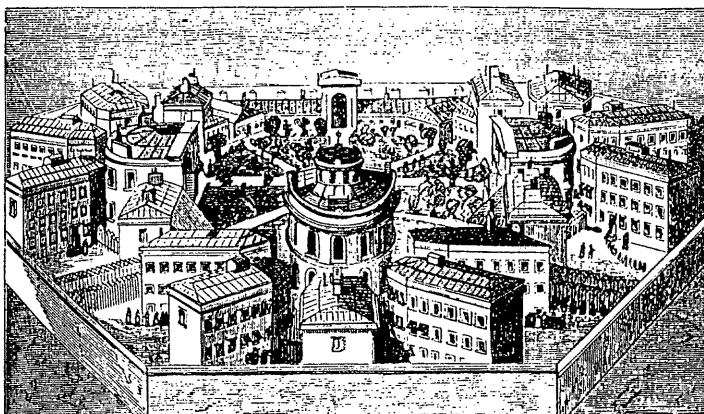
その後、一九世紀中頃になり、同じ場所にガン監獄（一七七五年完成）・ペントンヴィル感化監（一八四二年完成）に似た八角型の外堀をもつ施設として新築されており、本格的な都市型懲治場・公立懲治場となつている。一八〇〇年代中頃発行の刊行物にも数多くの挿絵入りで処遇情況が記されており、教室での授業・屋内作業場での風景や、保育所の対象とみられるほどの幼ない子供の姿から、トットビルなどは模範的・代表的なondonの懲治場・特殊な子供学校であったことは容易に推察できるものである。

(チ) 新天地アメリカでのダイナミックなエルマイラ感化監の処遇

一九世紀の後半に入ると、アメリカでも少年犯罪に対処、一八六九年、ニューヨーク州のエルマイラ市高台に新感化監を着工、一八七六年（明治九年）、足かけ八年の歳月をかけ完成、収容を開始している。この着工にあわせる」とく、一八七〇年、不定期刑を支持する「シンシナチ宣言」が採択されており、同感化監は州民全員が後見人という決議のもと「後見人委員会」board of guardiansの保護監督に委ねるという体制の運営方針が打ち出されている。そこにははつきりと国親思想が明示されている。よって、その目的達成のため「少年行刑施設の別異、改善主義にもとづく累進制および仮釈放が一体となつてそこにあらわれたのである」との説明のとおり、最新の処遇体制を積極的に採つてゆくのであって、老練な著名典獄ブロッケウエイ Zebulon Reed Brockwayは、少年監獄（感化監）の理想を学校・工場・病院の三機能を総合した形で実現しようとするものであつた。

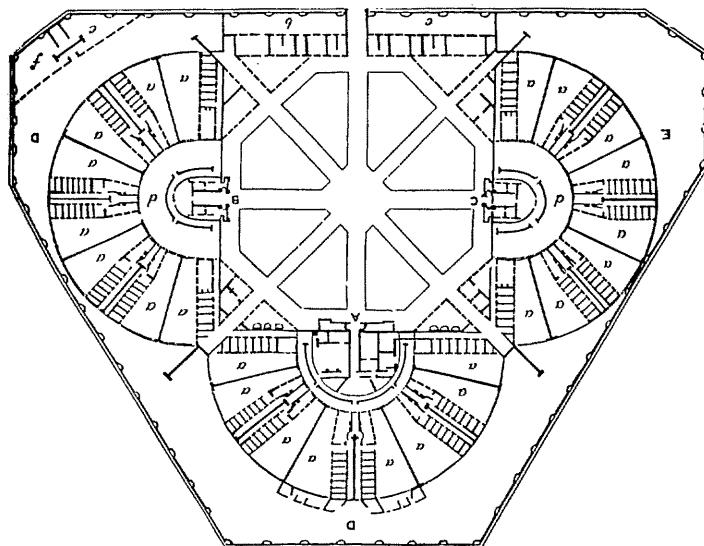
HOUSE OF CORRECTION, TOTHILL FIELDS.

トットヒル・フィールズ懲治場の鳥瞰図



BIRD'S-EYE VIEW OF TOTHILL FIELDS PRISON (SEEN FROM THE BACK).

トットヒル・フィールズ懲治場の平面図



GROUND-PLAN OF TOTHILL FIELDS PRISON.

A. Governor's House.
B. Matron's House.
C. Principal Warden's House.

D. Female Prison.
E. Boys' Prison.
F. Airing Yards.

G. Inspection Yard.
H. Laundry and Washhouse.
I. Washhouse.

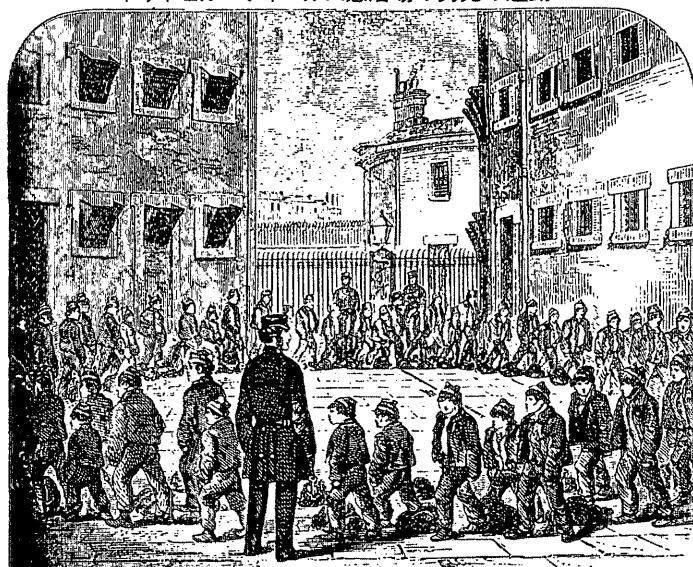
出典 : CRIMINAL PRISONS OF LONDON AND SCENES OF PRISON LIFE.
by Henry Mayhew and John Binny, London: Charles Griffin and Company.

トットヒル・フィールズ懲治場の少女学校



GIRLS' SCHOOL AT TOTHILL FIELDS PRISON.

トットヒル・フィールズ懲治場の男児の運動



BOYS EXERCISING AT TOTHILL FIELDS PRISON.

このような考え方のもと、施設はオーバン制（夜間独居）で運用の独房一、四四〇、教室三〇で、他に職業訓練用の実習室があり、成績評価は上・中・下の三段階のうち中間に編入し、六ヶ月単位で上下させる点数による累進制（アイルランド制）を探り、仮釈放に結びつけている。開設初期の定員は五〇〇名、不定期実施は一八七七年からであるが、一九〇〇年以降は一、七〇〇名、三四業種の大監獄で、正規教師のほか二六名の助教師が教科・実習に配置、星条旗を翻す軍楽隊の分列行進といった軍事教練、ラグビーや野球チームもあり、完全な学校教育方式が採られ、先進感化監として世界の注目を浴びている。^{21) 紹}

(リ) イギリスの国立感化学校ボースタル制

イギリス植民地で新天地のアメリカが独立後、犯罪少年の一部はオーストラリアのタスマニア島ポート・アーサー感化監に護送、国内ではワイト島のパーク・ハースト少年監獄に少年囚 Juvenile と呼称し集結するなどの対処がなされているが、特に高年齢少年への対策は苦渋にみちており、一八六四年パーク・ハーストの暴動を区切りにこの施設を廃止、新しい高年齢犯罪少年向け施設の運営が切実に模索されている。

このため、寄宿舎制のすぐれた学校体制にあるアメリカのエルマイラ少年感化監への関心は高く、一八九四年イギリス内務省内に設けられた監獄委員会 Prison Commission の議長ラグルス・ブライス卿 Ruggles Brise を中心に、その導入が企画・検討されている。その一歩として、まずベッドフォード監獄の青年囚を特別区に分離してエルマイラ式の処遇をおこなうなどの試行がなされ、一九〇一年にはケント州ボースタル村にあるロチエスター監獄の一部を一六歳から二一歳未満を対象とする特別青年区に指定、職業訓練と累進処遇を重視した処遇を時間をかけ慎重に進めており、これが一九〇八年に至って犯罪防止法 Prevention of Crime Act のなかに正式に認められ、国立感化学校「ボースタル制」として折込まれるに至るのである。

したがつて、イギリスの少年感化は、年齢別にインダストリアル・スクール Industrial School、リフオマト

リー・スクール Reformatory School ボースタル制 Borstal System の系統に大別分岐、少年への感化体制がひとまず整つたといえよへ。

二一 近代にみる西欧の少年立法導入と変遷・改革

(一) 明治維新と明治五年監獄則並図式の請願懲治

先行する西欧のさまざまな少年感化の試みと実績は、制度としても公教育としても、すでに定着しようとする段階にあることを知るのであるが、文明開化とはいえ、開国したばかりの明治維新の新政府において、少年感化へ眼を向ける余裕も、政策・法案を予め持ち合わせているものでもなかつた。取りつき仮刑律・新律綱領・改定律例を王政復古として布令しているが、いずれも一五歳以下で流罪より軽い刑は収贖を認め、一〇歳以下で殺人死罪にあたる者は上裁を要し、七歳以下は死罪にあたる場合といえども刑を加えず、もし教令する者があれば、其の教令者を罪に坐すとし、七〇歳以上あるいは廢疾の祖父母・父母あり、これを扶養する者がいない場合、養老の思想に立つ「存留養親」を認め、尊長（眼上の人・父母）が「卑幼ヲ殴ツハ、折傷ニ非ルハ、論スルコト勿レ」^{なが}とその正当性を認めるなど、古色蒼然たる往古の律が羅列復活されているのみであつた。

したがつて、戊辰の役のとき、関東・岩鼻陣屋に進駐し軍監をつとめた弱冠二七歳の大音龍太郎が、官軍の勝利となつて明治元年と改元した年、

新二岩鼻県（筆者注・現群馬県）ヲ置カレ大音厚龍（龍太郎ト称ス）ヲ治県事ニ攝シ之レヲ管セシム、口碑ニ依レハ大音ハ社会改善ノ名下ニ於テ官権ヲ^{サシメテ}率ヒ陣笠ヲ冠用シ、『ブツサケ』羽織

ヲ着シ（勿論大小ヲ帶フ）騎馬ニテ管内ヲ監察シ若シ田畠ニ雜草ヲ生ヤシ耕耘ヲ怠ル者アラハ直ニ引出シ之ヲ詰ル、言ヲ左右ニセハ天誅ヲ行フト称シテ下吏ニ命シテ立所ニ刎首ニ処セシト云フ、殊ニ浮浪ノ徒ニ就テハ之レカ掃攘ニ力メ時ニ実子ノ放蕩ヲ誠メラレタキ旨哀訴セシ者アリシニ、許諾シ蕩兒ヲ召シテ一言聽ク処ナクシテ刎首シタルト云フ、左レハ當時、大音龍太郎ノ名ヲ聞カハ、小児モ尚ホ泣キヲ止ムル有様ナリシト力²²

と伝えているくだりがある。御一新という社会改善の旗印のもと、誤った理想主義の典型が、クロムウエルあるいはピューリタン革命の事例に共通するごとく、幼年者の懲戒にすら、このような浪籍でもって顔を出すのであって、なおそこにも近代の倒錯した非行少年対策のあけばのを見るのである。²³

しかし明治四年、囚獄権正小原重哉が英國副領事ジョン・ホール J. C. Halle の案内で、東洋人を収容する英國植民地監獄・香港のビクトリア・ゼールなどを視察、西欧式の監獄法規・監獄建築（パノプチコン式十字型獄舎）を学ぶ一つの大きな機会を得たことは幸運であり、懲治場に収容する幼少年の知識も得てるのである。とりわけアムステルダム懲治場、ローマの聖ミカエル感化監の門頭に掲げる懲治場・監獄の目的は決して苦しめる所でなく教化の場所であるとの趣旨の文言は、かつて我が国の獄則には見られぬ表現で、明治五年の監獄則並図式の緒言に、

獄トハ何ソ罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ

獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スルニ非ス

刑ヲ用ユルハ已ヲ得サルニ出ツ國ノ為メニ害ヲ除ク所以ナリ獄司欽²⁴テ此意ヲ体シ罪囚ヲ遇ス可シ

と格調高く記されており、これはわが国人足寄場などの自立更生思想と、西欧の懲治・感化・刑罰思想が、はじめて獄事条項のなかにおいて出会い、融合し、吸収されたと言えるものである。また同監獄則に、

此監亦界区ヲ別チ他監ト往来セシメス罪囚ヲ遇スル他監ニ比スレハ稍寛ナルヘシ
二十歳以下懲役満期ニ至リ悪心未タ悛ラサル者或ハ貧窶營生ノ計ナク再ヒ惡意ヲ挟ムニ嫌アルモノハ獄司之ヲ懲諭シテ長ク此監ニ留メテ營生ノ業を勉励セシム二十歳以上ト雖モ逆意殺心ヲ挟ム者ハ獄司ヨリ
平民其子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリ此監ニ入ン「」ヲ請フモノハ之ヲ聴ス

凡軽囚ヲシテ書籍ヲ習讀シ工業ヲ練熟セシメ能ク艱苦ヲ忍ヒ改心シ以テ才芸ヲ成スモノハ拔擢シテ監獄ノ下吏トスルヲ聴ス

平民罪ヲ犯シ贖罪スヘキ者無力ニシテ情実贖スル「能ハサルモノ実決シテ懲役スル如キハ皆此監ニ入ル
脱籍無産復籍シカタキ者本刑懲役ノ限滿チシ後ハ皆此監ニ移シ罪囚ト区別シ工芸ヲ習慣セシメ独立活計ノ目途ヲ立テ然ル後本人望ミノ地ヘ入籍セシム工芸ニ隣達スレハ他囚第一等ノ工錢法ニ從フ

といった懲治監の規定を見るのである。注目される点は、維新改革期の一プロセスとして理解できるものであるが、平民のみという身分差ある条項で請願懲治を認めるとか、懲役満期であつても二〇歳以下でなお更生していないと認められる刑余者・脱産無籍者は裁判官に告げ監獄に延長残留させ、懲治の対象とする等の規定が盛られている点である。²⁴⁾また断片的であるが、幼老に該当する役法の項に「輕鎖ヲ着ス」(第三条)との規定や、「書籍の習読」(第十条)などは、懲治は罪囚と界区を分けると規定はするものの、事實上は準用された部分とみられる。さらに建築上・運用上の配慮規定として「一房一囚の制」(興造十二条第一条規模)などは、アメリカで長年論議され試行されたペンシルバニア制(厳正独居)かオーバン制(夜間のみ独居)か、いずれにしても一房一囚を理想とする経験的原則の理解が継承されている。これは良しとするも、熟練囚(熟練工)は監獄の下吏とするなどの規定はイギリス北部アイルランド地方で古くから採られた慣習で、あまり賛成できないイングランド法の洗礼を受けた部分といえよう。

この最初の監獄則は、翌明治六年、予算上不都合につき施行中止と司法省布達第六一号により全国に達せら

れ、予算に差し支えない禁囚處遇および懲役法についてだけ、施行便利の地において、監獄則により任意実施然るべきとされたものである。懲治監も任意然るべく施行されたと考えられるところであるが、内閣文庫にある制度取調局藏書『監獄經理第一年報』(明治八年七月～明治九年六月)は、よくその実施状況を伝えていいるとともに、明治以降の少年に関する監獄の公式統計として最初のものである。⁽⁴⁾ それによれば京都・鹿児島・青森の三監を除き、各府県監獄に懲治者・脱籍無産者の収容が明らかで、男のみに限つていえば、懲治者新入四七〇人、出監四〇四人、死亡^(アマリ)六人、脱籍無産者新入一、〇六〇人、出監一、七三七人、死亡は多く六〇人とある。このほか、統計の末欄に孩兒^(アマ)という携帯乳児を含めた子供が懲治監のなかに便宜置かれていることを知るのである。要するに明治五年の監獄則による懲治者は、実際問題として、このように脱籍無産の子供が対象であったのであり、これに重点が置かれたのである。今日的表現で言えば保安処分（保護処分）そのもので、西欧の懲治場創設期の対象となんら変わぬものであると言えるものである。

(二) 不論罪と第一回改正監獄則の対象となる懲治

つづく立法作業として、明治七年の刑法改正草案『校正律例稿』に、

年十六以下ノ者犯罪ハ童蒙ヲ懲戒教導スル学舎ニ入レテ各年限ヲ定メ兵事諸業ニ付シ厳則ヲ立テ苦学セシム。此法英國ニ於テ積年試ルニ頑惡ノ童蒙終ニ過ヲ改メ善ニ復シ実効ヲ挙ク事勝^(アマリ)テ數フベカラス。此法宜ク五刑閨刑外ニ設立スヘシ⁽⁵⁾

の案件を附箋しているが、やはりわが国に未経験な制度として採られず、アメリカのエルマイラ感化監Elmira Reformatoryが建設途上の時期であることから、英國で積年試みるといえればペントンビルPentonvilleかキングスウッドKings-Woodの感化監などを指すものとみられ、この立法は明治一二年の旧刑法不論罪規定および明治一四年の第一回改正監獄則へと移るのである。旧刑法（太政官布告第三六号）の不論罪は、

第七九条 罪ヲ犯ス時十二歳ニ満サル者ハ其罪ヲ論セス。但満十八歳以上ノ者ハ情状ニ因リ満十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

第八〇条 罪ヲ犯ス時満十二歳以上十六歳ニ満サル者ハ其所為是非ヲ弁別シタルト否トヲ審案シ弁別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス。但情状ニ因リ満二十歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得。若シ弁別アリテ犯シタル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ス

第八一条 罪ヲ犯ス時満十六歳以上二十歳ニ満サル者ハ其罪ヲ論セス。

第八二条 痞唾者罪を犯シタル時ハ其罪ヲ論セス。但情状ニ因リ五年ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

と規定され、刑法の犯罪構成要件のうえでは非弁別能力を確定するには、科学的根拠や論点をのこす観念ではあるが、一二歳という最低の年齢的区分により、不論罪が幼年者・懲治人を成人刑罰法制から分離さす一起点となるのである。この規定は堀田正忠『刑法私義』²⁴⁾で、

フランス刑法第六六条

被告人十六歳未満ニシテ是非ノ弁別ナクシテ犯シタルモノト決シタルトキハ無罪ノ言渡ヲ為スヘシ。然レトモ情状ニ因リテ之ヲ其親属ニ預テ又ハ裁判言渡ヲ以テ定ムル年数間之ヲ教育シ之ヲ禁錮スル為メ懲治場ニ入ルヘシ。但其年数ハ犯人ノ年齢二十歳ニ満ルノ期限ニ過クヘカラス

の規定が参酌せられたことは明らかである。これに対応し、第一回の改正監獄則は第一条第六号で「懲治場ハ不論罪ニ係ル幼者及ヒ痞唾者ヲ懲治スル所トス」と改め、懲治者を懲治人、懲治監を懲治場と改称、平民の子弟と限定した請願懲治を尊属親懲治と改め、身分を撤廃したことである。また「入場ヲ請ヒシ尊属親ヨリ懲治人ノ行状ヲ試ル為メ宅舎ニ帶往セント請フトキハ其情状ニ由リ之ヲ許スヘシ」(第二〇条後段)という宅舎帶往の規定などは、懲治人と親権者との結びつきの当然の関係、懲治という教育目的に最も沿うものといえるも

のである。

(三) 尊属親懲治・別房留置の廃止と私立感化院の動向

明治一四年以降の懲治場は、

改正監獄則第五二二条

尊属親ノ情願ニ由テ懲治場ニ入タル者其尊属親ヨリ衣食費ヲ自弁スル者ノ工錢ハ其全分ヲ与ヘ衣食費ヲ自弁スル「能ハサル者及ヒ刑期満限ノ後頼ルヘキ所ナクシテ監署傍ノ別房ニ留置シタル者ハ其工錢ノ内ヨリ衣食費ヲ扣除シ余分ハ之ヲ与フ

の規定により運用されてきたのであるが、明治二三年改正監獄則により尊属親懲治（請願懲治）と別房留置とともに廃止、懲治は刑法上の不論罪懲治一本に絞られながら、なお懲治場は監獄の一種として残るのである。刑法上「不論罪」「懲治」は刑の執行対象に非ずとされている限り、本来はこの時点で専門的な独立感化組織に移行させるべきであったといえよう。しかし、この段階でそれが出来得なかつたことにより、西欧の国親思想に立つ、あるいはそれに立たずとも親代わりの熱心な慈善団体・救護団体・教化団体的私設感化院がその受皿として設立されてゆく傾向を強め、もう一面からは民法の親権、とりわけその教育権・懲戒権をめぐる論議が、学術的にも立法上からも検討が迫られてゆくこととなつてゐる。

当時の私立感化院の動向であるが、最初の計画・氣運は東京靈南坂教会牧師・小崎弘道による「懲矯院ヲ設ケサル可カラサルノ議」（『六号雑誌』第六号）という論文を第一声とし、明治一四年に設立委員会を開き、懲矯院を感化院と呼称することに取り決めがなされている。そのメンバーの一人で監獄局の内務一等属・坂部寛が中心に、采風新聞編集長で筆渦により三年間投獄経験があり、その間に少年感化の必要を痛感したといわれる大阪府士族・加藤九郎らがともに感化院設立申請書を警視総監と東京府知事に提出、認可を受けたのである。

しかし、坂部の兵庫仮留監典獄への転出、資金等の問題で惜しくも実現をみなかつたのであるが、感化院設立への気運と突破口を開いた意義は評価されるものであった。

明治一七年、池上雪枝が大阪市北区空心寺内の自宅「神道祈禱所」で大成教（禊教・心学）という新興神道の權少講義をつとめ、不良少年の保護に着手したといわれているが、これは本格的・組織的な感化事業に到らぬ、特に懲治人の受け入れという流れには結びつかない小規模のものであつた。したがつて明治一八年に本郷湯島の祢伊院庫裡の一部を借りて發足した神道・心学の監獄教誨師・高瀬眞卿の東京予備感化院（のち神宮教院感化院・錦華学院と改称）が実際に二〇歳未満の懲治人・出獄人保護にあたつており、晩年はフランスのメツトレイ感化院の処遇方式も参考にされたといわれる。実弟の小山松吉（のち司法大臣）の支援もあり、現在も続いている最も古い保護施設として大きな実績を残している。²⁵

つぎに明治一九年に千葉感化院（現成田山新勝寺經營の成田学院）が石井実禪・服部元良・金山堯範らの僧侶により、明治二二年には岡山感化院（備作恵済会感化院）が監獄教誨師・千輪性海により、同じく京都感化保護院が京都府典獄・小野勝彬らにより、同じく大阪感化保護院が僧侶・森祐順らにより、明治三〇年には三重感化院（現三重県立孤児学園）が警察官・山岡作蔵により、明治三一年には広島感化院が本願寺派僧侶の共同經營により、東京の巣鴨家庭学校がキリスト教教誨師・留岡幸助により創設されている。

なかでも留岡は明治二四年から三年間、北海道空知集治監のキリスト教教誨師を勤め、数多い少年囚の悲惨な炭坑労働の実態と、その七、八〇パーセントが一四歳までにすでに不良少年となつていることの身上調査の結果、成人受刑者の教誨より少年教化が急務であることを痛感、日清戦争の最中の明治二七年三月、アメリカに単身渡り、マサチュー・セツツ州立感化監を足場に滞在、エルマイラ感化監など多くの監獄・教護院・孤児院などを視察、明治二九年五月に帰朝している。警察監獄学校教授に就任、翌明治三〇年には『不良少年感化事業』を著わし、学んできた最新豊富な感化の実際と知識を関係者に伝えるとともに、感化法制定・感化院設立

に向け大きな影響を与えていた。特に同著第八章「感化院建設に関する方策」において、懲治場を監獄内に設ける如きは根本的誤謬とし、独自の立場で、「一路到白頭」（尊敬するエルマイラ感化監典獄ブロックウエイの座右銘 This one thing I do——わが此一事を務む）の信念のもと、感化院を天職とし、理想の私立感化院「家庭学校」建設・運営へと歩んでいた。

いっぽう親権（教育権・懲戒権）をめぐる民法上の検討であるが、明治二二年の身分法第一草案「父若クハ母ハ家内ニ於テ其子ヲ懲戒スル権ヲ有ス、但シ過度ノ懲戒ヲ加フルヲ得ス」（人事編一四三三条）といつた立法の動き、一八九六年（明治二九年）八月一八日制定の獨逸民法第一六三一条、

「子ノ心身ノ監護ニハ子ノ教育監督及ヒ居所指定ノ権利義務ヲ含ムモノトス。父ハ教育権ニ依リ子ニ対シ相当ノ懲戒手段ヲ用フルコトヲ得。父ノ申請ニ因リ後見裁判所ハ適當ナル懲戒手段ヲ用ヒテ父ヲ援クルコトヲ要ス」⁽²⁶⁾

といった西欧立法事情の敏感な吸收がなされており、明治三〇年代に入つてからは、民法・小学校令などの制度と歩調が合っていることも指摘しなければならぬ時流である。

明治三一年の旧民法第八八二条には、

「親権ヲ行フ父又ハ母ハ必要ナル範囲内ニ於テ自ラ其子ヲ懲戒シ又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ懲戒場ニ入ルコトヲ得」⁽²⁷⁾

と定め、同年七月、民法全編施行となつていて、この懲戒権につき梅謙次郎博士は、

「懲戒権ハ主トシテ教育権ノ結果ナリト雖モ我邦ニテハ之ヲ未成年者ニ限ラサルヲ以テ必スシモ教育権ノ結果ナリト為スコトヲ得ス」⁽²⁸⁾

とあり、民法上の懲戒場として公立感化院が想定されているのである。

三 感化法制定と感化院設置事情

(一) 明治三三年感化法の法案審議経緯とその主要論点

さて、感化法案起草を求め、それを促がす社会的背景として、(イ)懲治場における少年処遇の失敗、(ロ)少年のための特別施設の急要、(ハ)再犯の減少・犯罪防止の急務、(ニ)教育感化の必要、(ホ)実業的訓練の必要、(ヘ)懲治場と学校との中間的特殊教養の必要、(ト)感化教養の国家的責任、(ナ)宗教的教化事業として感化施設の必要、(リ)院制と家族制との調和の必要といった要請と動きである。⁽³³⁾これを現実の問題として促がしたのは、

- (a) 檢事局扱による不起訴処分の激増
 - (b) 感化院の逃走の増加
 - (c) 設備・予算・人材面からの篤志保護事業の限界
 - (d) 外国における少年立法の進展⁽³⁴⁾
- といった諸因である。本法の起草はこうした背景と現実的対応を迫られつつ、内務省参事官・窪田静太郎、内務省監獄局獄務課長・小河滋次郎らが中心となつて進められている。
- 「感化法の起草者は窪田静太郎であるが、その制定の背後には小河がいた。(中略) 彼は小河から起草の協議をうけ、イギリスのインダストリアル・スクールの精神に倣つて、この精神を実現した」⁽³⁵⁾との説明を見るが、ともかく起草の段階では、幼年法とか感化法とか法の名称にはじまり、適用が見込まれる対象者は約五、〇〇〇人との見積りや、すでに設立をみる数少ない私立感化院との接合・取り扱いを考慮しながら進められている。⁽³⁶⁾

このようにして、同法案は明治三三年の第一回帝国議会に提案理由書をつけ提出の運びとなつてゐる。その理由書には、

乞丐、遊蕩者等犯罪ノ虞アル不良少年、懲治場ニ留置スヘキ幼者及懲戒場ニ入ルヘキ者ヲ収容シ適當ナル感化教育ヲ施ス為感化院ヲ設置セシムルノ必要アリト認ム。是本案ヲ提出スル所以ナリとあり、この政府提出の感化法案は附則を加え全一五条、なかでも感化院は地方長官の管理（第二条）、代用感化院を認可指定して本法を準用（第四条）、対象は八歳以上一六歳未満の者で親権者・後見人なく遊蕩又は乞丐をなし、あるいは悪交ありと認めた者、懲治場留置の言渡しを受けた幼者、裁判所の許可を経て懲戒場入るべき者（第五条）、感化院長は在院者および仮退院者に対し親権をおこなう（第八条）という条項が主要論点であつた。本会議上程での政府委員・小松原英太郎は、本案の趣旨説明として、

本案ハ第一ハ近來都鄙到ル處ニ不良少年ガ段々増加スル傾向デアリマス。此不良少年ヲ収容致シマシテ適當ノ感化教育ヲ施スノ必要ガアルノデアリマス。第二ニハ現行刑法ニ依リマシテ、不論罪ノタメニ懲治处分ノ言渡ヲ受ケマシタ幼年犯罪者ハ、今日ノ所デハ普通ノ監獄ニ拘禁致シテ居ルノデアリマス。然ルニ其結果ハ却テ是等少年ヲシテ益々醜惡ニ化セシムル実況デアリマス。ソレ故ニ是等ノ者モ不良少年ト共ニ適當ナル感化教育ヲ施スコトノ出来ルヤウニスル必要ガアルノデアリマス。第三ニハ民法ニ於キマシテ、親権ノ効果ト致シマシテ浪費ノ惡習アル子弟ニ対シマシテ裁判所ノ許可ヲ得テ懲戒場ニ入レルコトノ出来ル規程ニナツテ居リマスガ、實際ニ於キマシテハ未ダ所謂懲戒場ナルモノノ設備ヲ見ルニ至ラヌノデアリマス。ソレ故ニ是等ノ種類ニ属シマスル子弟ニ対シマシテモ、矢張不良少年ト同様ニ適當ナル場所ニ収容致シマシテ、感化教育ヲ加フルノ必要ガアルノデアリマス。是等ノ理由ニ依リマシテ、本案ヲ提出致ス次第ゴザイマス。

○望月長夫君質疑「感化院ハ第二ノ懲治場ヲ造ルト同ジ結果ニナリマセンカト思フ」

〔答弁・小河滋^(アサ)一郎君〕「成ルヘクハ感化院ヲシテ感化院ト云フヤウナ看板ヲ大キク掛ケテ、官立的ノモノニ成ルヘクシナイヤウナ方法ヲ立テマシテ、成ルヘクハ感化ノ効ヲ収メルニハ、内部ヲ家庭ノ組織ニ致シタイ考デアリマス。(中略)懲治場入リトカ云フヤウナ司法処分ノ結果デ這入りマシタヤウナ者ハ、地方ニ設ケタ感化院ニ入レテ、サウシテ不良少年ニシテ犯罪ノ証跡ノナキ者ハ、成ルヘク代用感化院ト云フ風ノ家庭ニ入レテ一つノ場所デ両方ヲ混淆シナイ考ヘデアリマス(下略)」

○高須賀穰君質疑「感化院之ヲ内務省ニ属スルコトニナレバ、或ハ世間デハ小供ノ監獄署ガ出来タト云フ考デ、感化院ノ効ガナクナルコトト憂フルノデアリマス。ソレ故ニ私ハソレハ内務省ニ属スルヨリハ、文部省ニ入レテ^(ヒトツ)一ノ学校デアルト云フ考ヲ抱カシメタイト考ヘル。併ナガラ之ヲ文部省ニ入レズシテ、内務省ニ所轄シナケレバナラヌト云フ理由ハ、ドウ云フ点ニアルカ」

〔答弁・小河滋^(アサ)一郎君〕「感化事業ハ教育ノ一部デアリマスカラ或ハ文部省ニ属シテモ宜カラウト云フ議論ハアルノデゴザイマス。併ナガラ此性質ガ御承知ノ通リニ、犯罪ト云フコトニモ直接ノ関係ヲ有ツテ居リマスルシ、一般ノ救貧事業ニモ関係ヲ有ツテ居リマス。又第三項ノ裁判所ノ許可ヲ得テ云々ト云フコトモ、司法行政ニ関スルコトデアツテ、是等ノ性質カラ見マスルト、文部省ヨリハ内務省ノ方ガ一般行政ノ上カラ縁ノ近イモノト思ヒマス。殊ニ外国ナド各国ニ就イテ調べテモ、感化事業ハ教育ヲ專ラトシテ居ルニモ拘ラズ、總テ内務行政ノ所管ニナツテ居ル例ニナツテ居リマス。政府ノ考モ今日マデノ所デハ感化院ヲ立ツテ、其所管ハ内務省デ扱フ計画ニナツテ居リマス」

○望月長夫君質疑「感化院長ニ収容許否ノ権限ヲ与ヘズ収容ヲ義務ズケルノデハ感化ノ目的ガ達シ得ナイノデハ(要約)」

〔答弁・小河滋^(アサ)一郎君〕「(前略)殊ニ又斯ウ云フ悪少年ハ、チヨツト見マスレバ總テ感化ノ到底ムズカシイトイ云フ種類ノ者ガ沢山アラウト思ヒマスケレドモ、サウ云フ種類ノ者コソ十分ノ干渉ヲシテ世話スレバ、

改善スル目的ノアルモノデゴザイマスカラ、院長ニ之ハ望ミガアルトカ望ミガナイトカ云フヤウナ権ヲ与ヘマスコトハ、殆ド大勢ノ者ガ感化院ニ這入ラスト云フ結果ヲ見ヤウト思ヒマス。ソレハ強制シテデモ是非入レテ、相当ノ感化ヲサセルコトノ必要ガアルト認メテ居リマス」

衆議院につづいて貴族院特別委員会での質疑は検束と収容手続が主な論点であった。

○中島永元君質疑「在院者ニ対シ必要ナル検束ヲ加フルトアリマス。是ハドウ云フコトヲシテ検束ヲ加フルノデアリマスカ」

〔答弁・小河滋二郎君〕「此検束ヲ加ヘルト云フノハ矢張リ親権ノ作用ノ懲戒ニ過ギナイノデアリマス。唯懲戒ノ手段ト致シマシテハ或ハ禁足ヲ命ズルトカ若クハ場合ニ依リマシテハ多少食物ヲ減ズルトカ云フヤウナ取締ヲ致ス考デアルノデアリマス。大体検束ト申シマスモノハ民法ナドニ申シテ居ル親ノ懲戒権ノ範囲ニ止マル積リデアリマスガ、其懲戒ノ手段トシテハ或ハ禁足ヲスルトカ云フヤウナ懲戒手段ヲ加ヘル考デアル。是ガ若シ或ハ二食ヲ減食ヲ致シマス。又ハ一室ニ閉禁ヲスルトカ云フヤウナ懲戒手段ヲ加ヘル考デアル。是ガ若シ此規定ガゴザイマセヌト不法監禁デアルト云フヤウナ疑ヲ來スモノデゴザリマスカラ、明ニ此明文ヲ掲ゲタ方ガ明瞭ニナツテ宜カラウト云フ考デ検束ト云フ字ヲ加ヘマシタノデアリマス」

○高木兼寛君質疑「『行政庁ハ第五条第一号ニ該当スヘキ者アリト認メタルトキハ之ヲ地方長官ニ具申スヘシ此ノ場合ニ於テハ仮ニ之ヲ留置スルコトヲ得』トアリマスガ、是ハ該当スルト云フコトヲ鑑定スル人ハ何人ガスルコトニナリマスカ」

〔答弁・小河滋二郎君〕「此行政庁ト云ヒマスルノハ多クハ警察官トカ市町村吏デゴザイマシテ、其警察官吏及市町村吏ガ第一号ニ該当スヘキ不良少年ト認メタ場合ニハ先づ一面ニハ必要ガアレバ其者ヲ留メテ置ク、サウシテ一面ニハ地方長官ニ其事情ヲ具申シテ果シテ之ニ該当シテ感化院ニ入ルベキモノデアルヤ否ヤト云フコトヲ裁決シテ貰フト云フ積リデアリマス」

この検束については感化院運用上の院長権限として、きわめて重要な問題であるが、当時、全国的に不良少年による“放火魔事件”が流行のごとく続発しており、急速な都市化・大都市化等のなかにあって、未成年労働者（職工・丁稚小僧）・遊蕩不良少年・学業嫌惡少年・浮浪児にみる粗暴少年・犯罪少年の激増化現象から、立法審議上の異論も、これ以上の追及質疑もなく通過している。最後の地方長官（知事）が感化院に入院させる法的決定権発動について、その諸問題に答える科学的鑑定機関がなかったことも確かで、不備で残された問題であった。

(二) 感化法制定と府県立感化院設立上の諸制約

明治三十三年三月九日、感化法はつぎのごとく公布せられた。

感化法（法律第三七号）

- 第一条 北海道及府県ニハ感化院ヲ設置スヘシ
- 第二条 感化院ハ地方長官之ヲ管理ス
- 第三条 感化院ニ閲スル経費ハ北海道及沖縄県ヲ除クノ外府県ノ負担トス
- 第四条 北海道及府県ニ於テハ其区域内ニ団体又ハ私人ニ属スル感化事業ノ設備アルトキハ内務大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ感化院ニ代用スルコトヲ得
- 代用感化院ニ閲シテハ本法ノ規定ヲ準用ス
- 第五条 感化院ニハ左ノ各号ノ一二該當スル者ヲ入院セシム
 - 一 地方長官ニ於テ満八歳以上十六歳未満ノ者之ニ対スル適當ノ親権ヲ行フ者若ハ適當ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞丐ヲ為シ若ハ悪交アリト認メタル者
 - 二 懲治場留置ノ言渡ヲ受ケタル幼者

三 裁判所ノ許可ヲ経テ懲戒場ニ入ルヘキ者

第六条 入院者ノ在院期間ハ満二十歳ヲ超ユルコトヲ得ス 但シ第五条第三号ニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第七条 地方長官ハ何時ニテモ条件ヲ指定シテ在院者ヲ仮ニ退院セシムルコトヲ得 仮退院者ニシテ指定ノ条件ニ違背シタルトキハ地方長官ハ之ヲ復院セシムルコトヲ得

第八条 感化院長ハ在院者及仮退院者ニ対シ親権ヲ行フ

在院者ノ父母又ハ後見人ハ在院者及仮退院者ニ対シ親権又ハ後見ヲ行フコトヲ得ス

第五条第二号第三号ニ該当スル者ノ財産ノ管理ニ関シテハ前二項ノ規定ヲ適用セス

第九条 感化院長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ在院者ニ対シ必要ナル検束ヲ加フルコトヲ得

第十条 行政庁ハ第五条第一号ニ該当スヘキ者アリト認メタルトキハ之ヲ地方長官ニ具申スヘシ 此の場合ニ於テハ仮ニ之ヲ留置スルコトヲ得

前項留置ノ期間ハ五日ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二条 地方長官ハ在院者ノ扶養義務者ヨリ在院費ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セサル者アルトキハ国税徵収法ノ例ニ依リ处分スルコトヲ得

第十三条 在院者ノ親族又ハ後見人ハ在院者ノ退院ヲ地方長官ニ出願スルコトヲ得

前項出願ノ許可ヲ得サル在院者ニ関シテハ六箇月ヲ経過スルニ非サレハ退院ヲ出願スルコトヲ得ス

第十四条 第五条第一号又ハ第十二条第二項ノ処分ニ不服アル者又ハ第十二条第一項ノ出願ヲ許可セラレサル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

附 則

第十四条 本法施行ノ期日ハ府県会ノ決議ヲ経地方長官ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

第十五条 北海道沖縄県ニ関シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

感化法はこのようにして成立しているが、少年法制の歩みのなかで位置づけられる法的特色としていえることは、(イ)府県感化院の設立を強制する法律として、地方長官に管理権・監督権・入院決定権を与えたこと、(ロ)感化院長が在院者・仮退院者に対し親権をもち、この間、親権を停止させ、検束・減食などの強い懲戒権を付与されるという民法の特別法という強い権限をもたせたこと、(ハ)訴願による不服申立をも認めていたことである。

この考えは、基本的には国家が親代わりとなる「国親思想」*Parens Patrias*に立つ制度の導入であり、民法上での規定をもちながら、独立の公立懲戒場の設備を欠いた法制の不備をようやく埋める「不良少年の再犯予防」という感化教育機関の新たな誕生となつたわけである。いわば感化院の誕生は慈善的・福祉的な民間感化院事業から、不良少年の犯罪防止を目的とした国家の刑事政策的機能を荷なう司法行政の分野へと、さらに一步踏み出されてゆくこととなる。

ただ法律上の目的と行政上の視野はこのような拡張をもつものの、これを大きく飛躍発展させるにはいくつかの厳しい制約が存在した。

その第一は、感化法公布直後わずか一ヶ月の同年七月、監獄事務とその監督権はすべて内務大臣から司法大臣へ引き継がれたことである。すなわち感化法は扱いを内務省地方局府県課に残したまま、当然関係者も一変して移管、これを起点に法制上も監獄則と感化法は絶縁分離する形になつたわけである。よつて「監獄の軒先を借りた懲治場」から「感化院といわれる事実上の子供監獄」へ、そして誕生と同時に「監獄の落とし子」「産み捨て同然の感化法」といった、誰の眼からみても制度の皮肉な改編がなされ、立法者の苦心も狙いも、一般社会への理解も不充分なまま見切り発車したことである。

その第二は、感化法に対する無理解と府県の財政事情である。財源の乏しい多くの府県では感化院新設には反対意見が強く、不良少年のための感化院設立は“泥棒に追い銭”と理解され、“不良少年はいわゆる泥棒の卵なり、末はどうせ掏摸になるか泥棒になる輩なり”といわれ、設立後ですら「感化院は不生産的装飾物なり」と、兵庫県ひとつを例にとっても土山学園ら熱心な施設の予算を年々減じて始末である。それと感化法成立と同年の明治三十三年一月、府県監獄費全額国庫負担となつた影響も大きく、これまで懲治場を含む監獄費支出分を学校教育費に振り向けるとする動きが顕著であつた。

その第三は、宗教色が強く慈善事業・福祉事業的感覚でもつて独自運営されてきた私立感化院の多くは、代用感化院への準用に戸惑いと拒否反応のみられる所もあり、府県立という公立感化院が無宗教という方針にあることから、これを拒む留岡幸助の家庭学校などもその一つであつた。

このような事由から、感化法により設立された府県感化院は東京・大阪・神奈川・埼玉・秋田の二府三県のみで、刑法にある不論罪懲治人が依然として各府県監獄の懲治場で執行せられていたことからも、ことさら府県費を割いて感化院を設ける必要がないという意見が支配的であつたからである。このため、より府県感化院の設立・運営をスムーズに促すため、翌明治三四年八月「感化法施行細則」(内務省令第三三号)でもつて、

一、感化院ノ名称ハ入院者ヲシテ不快ノ念ヲ起サシメズ、世人ヲシテ感化ノ実相ヲ了知セシメ得ル名称ヲ可トス。

二、感化院ハ静謐ノ地ニ設ケ、道徳上嫌忌スヘキ場所、感化ニ妨ゲアル場所ヲ避ケル。

五、一感院ニ入院セシムベキ員数ハ濫リニ多数ヲ収容セシメザルコト。

八、体罰ヲ施ス場合ハ最モ重大ナル惡行アルニ非ザレバコレヲ科セザルコトヲ可トス。

との行政指導をなしている。これにより感化院の名称は薫育院(明治三五年・神奈川県)、埼玉学園(明治三九年・埼玉県)、陶育院(明治三七年・秋田県)、東京市養育院感化部井之頭学校(明治三九年・東京都)、修徳館(明

治四年・大阪府)、土山学園(明治四二年・兵庫県)といった工夫ある名称のもと、懲治場と異なる普通教育にみる学校らしいイメージと内容が盛られている。このなかで大塚辻町にある東京市養育院感化部は、感化法成立と同時に三好退蔵・渋沢栄一らの努力により代用感化院認可の第一号となつていて、やがて感化部は井之頭に移り井之頭学校として運営がなされ、フランスのメットレイ感化院の処遇にならない教化指導の苦労を重ねているが、この東京府代用感化院東京市養育院井之頭学校は、明治三三年七月から同四一年一〇月一日までに二四五名を収容、うち逃走一〇四名(四二パーセント)、神奈川県立薰育院でも、同三五年一二月一〇日から同四年一〇月一日までに五〇名を収容、うち逃走一四名(二八パーセント)という記録⁽³⁵⁾があり、設置当初の十年余は、その統計的数字にみる成果は、肝心の教育対象がいなくなる事態の連続で、むなしく無力であったといえよう。

(三) 残された懲治の課題と特設幼年監の教育体制統一

感化法制定は散発的ではあるが懲治人該当者を感化院へと肩代わりさせているが、監獄内に刑法での不論罪懲治人は依然としてあるという変則体制は解消されぬまま残つており、逆にこれは、監獄の内務省から司法省への移管を機に、司法省に属したこととなつた監獄内の府県個々であつた懲治人の処遇を統一する機会ともなり結果ともなつたわけで、さらに監獄内にいるもう一つの幼年者(未成年者)で刑事処分を受け服役中の懲役幼年囚にも眼が向けられる機会となり、これらの対象に感化院に近い教育方式に改めてゆこうとする動向が生まれている。司法省ではこの過渡期の変則的対策として、懲治場の他に取り扱いが区分されていた懲役受刑の幼年囚を収容してきた幼年監(未丁年監)と懲治場を併せ、幼年の特設監(单一の集禁場)とする構想に立ち、明治三五年七月、浦和監獄川越分監をこれに充てることと決定している。同年一二月二二日、東京一円の八歳以上一六歳未満ノ男幼年囚・懲治人(瘠睡者・女子を除く)の収容を開始、わが国最初の独立幼年監の嚆矢とな

るものである。

川越分監の処遇は監獄局長心得・小河滋次郎の後楯でと指導のもと、浦和監獄典獄・早崎春香、分監長・早川直享らがあたつてゐる。その主なモデルは小河滋次郎や留岡幸助らが見聞してきた北米ニューヨーク州のエラマイラ感化監やマサチュー・セツツ州のコンコード感化監の処遇に倣うもので、分監門標には「川越児童保護学校」「川越実業補修学校」と、のちには「川越農工芸学校」と掲げてゐる。

早崎はまず分監職員の佩劍を廃止、家庭的な家族舎制を採り、単色洋服を着用させ、兵式訓練・実業教育（當時としてはめずらしい西洋洗濯業・指物・桶業・農業の四科、のち印刷・靴工が追加）のほか、唱歌・体操・水泳・遊戯（コロチン、カレドニアダンス）・遠足などがおこなわれてゐる。感化院方式に導かれた特設監の教育は、川越分監につづき、

明治三六年 七尾分監・唐津分監・熊谷分監・沼津分監

明治三八年 長岡分監・福島監獄中村分監（高知監獄中村分監ではない）

明治三九年 洲本分監・小田原分監・金澤監獄

明治四〇年以降は広島監獄岩国分監（明治四二年再び山口監獄に移監）が、岡山・広島・山口・松山の各監獄

より男幼年囚及懲治人を収容

といふごとく、懲治人・幼年囚を特定の主として分監に集禁して特別の教育的処遇をなそうとする努力がなされており、例えば七尾では農業、福島の中村では低格者（やや知能の低い者）教科と心状調査、洲本では廢艦を利用した海洋訓練、小田原では漁労と兵式体操などが特別の教育としてなされている。このほか特設監ではないうが、仙台監獄では懲治人への幼年感化の歌が数え歌風につくられたり、明治三七年から四一年にかけ京都監獄では幼年囚・未丁年囚・懲治人の就学成績表を各家庭の保護者に通知するとか、春秋二回、父兄会を開き懲治人教育に配慮するなどの教育がみられてゐる。⁴²

四 新刑法・監獄法成立と将来に向けた少年の特別法模索

(一) 新刑法・監獄法公布と懲治人への暫定的経過措置

明治四〇年四月二四日改正刑法（新刑法）の公布（法律第四五号）、明治四一年三月二八日監獄法の公布（法律第二八号）、改正刑法・監獄法とも明治四一年一〇月一日より同時施行となつてゐるが、これにより懲治場は廃され、懲治人に関する規定は除かれている。改正刑法は少年の刑事責任を一四歳に引き上げており、一四歳未満は罰せずと、将来特別法の制定を条件として懲治場留置者の宥恕輕減の諸規定をも廃止している。このため、この特別法制定に至る臨機の処置として、刑法施行法第一六条で「懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ従前ノ例ニ従フ、但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得」と、また監獄法の附則として、「監獄則ハ之ヲ廃止ス但懲治人ニ関スル規定ハ當分ノ内仍ホ其効力ヲ有ス」という、いずれも暫定的な経過の措置をなし、明治四一年九月司法省民刑第一六〇号訓令により、一四歳未満の者を極力感化院に入れるよう検事に行政指導をおこなつてゐる。

懲治場はこのようにして廃止され、司法省で抱える唯一の少年施設「幼年監」にも極力収監しないよう起訴猶予が励行せられたのであるが、その結果は予測に反し、当時の言葉でいう不良少年の野放し急増、累犯少年の増加により社会問題をもたらす結果となつてゐる。このため刑法から懲治を除いた代替として、少年に対する特別立法（少年法をさす）を急ぐ氣運が高まつてゆくのである。

(二) 新刑法・監獄法成立に関連し感化法中改正案の審議結果

改正刑法を施行する必要上、感化法の改正案が出ることも当然といえることで、内務省は明治四一年一月二〇日、第二四回帝国議会衆議院につきのごとく提出している。

感化法中改正法律案

感化法中左ノ通改正ス

第三条 感化院ニ関スル経費ハ北海道地方費及府県ノ負担トス

第五条 感化院ニハ左ノ各号ノ一二該当スル者ヲ入院セシム

一 満八歳未満ノ者ニシテ不良行為ヲ為シ又ハ不良行為ヲ為スノ虞アリ且適當ニ親権ヲ行フモノナク地方

長官ニ於テ入院ヲ必要ト認メタル者

二 十八歳未満ノ者ニシテ親権者又ハ後見人ヨリ入院ヲ出願シ地方長官ニ於テ其ノ必要ヲ認メタル者

三 裁判所ノ許可ヲ經テ懲戒場ニ入ルヘキ者

第十一條ノ二 国庫ハ道府県ノ支出ニ対シ勅令ノ定ムル所ニ従ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第十三条ノ二 府県ハ共同シテ感化院ヲ設置スルコトヲ得

前項感化院ノ管理及費用分担ノ方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム 若シ協議調ハサルトキハ内務大臣之ヲ定ム

第十三条ノ三 第五条ニ該当スル者ニシテ別ニ命令ヲ以テ定メタル者ハ之ヲ国立感化院ニ入院セシムルコトヲ得

第六条乃至第九条、第十一条、第十二条及第十三条ノ規定ハ国立感化院ニ之ヲ準用ス

この審議には政府委員として内務省地方局長・床次竹二郎、内務省参事官・井上友一が出席、政府委員・床

次竹一郎は本案の概要につき、つぎのごとく説明をおこなつてゐる。

感化院法⁽³⁸⁾が制定ニナリマシテカラ今日マデ府県デ設立ニナツタノハ、東京、大阪、神奈川、埼玉、秋田県、今此二府三県ダケデゴザイマス。マダ他ノ地方ニハ普及シマセヌノデス。然ルニ不良少年ノ数ハ全国デ見渡シマスレバ、ナカナカ少ナクナイノデアリマス。ノミナラズ今度ノ改正刑法ニ依リマスルト十四歳未満ノ者ハ懲治場ニ留置サセル制度が止マリマシタタメニ自然サウ云フ少年モ之ヲ感化院ニ収容シナケレバナラヌヤウニナリマシタ。因テ是マデ此感化院ノ設立ト云フモノハ全ク府県ノ負担ニ任セテアツタノデアリマスケレドモ、現在ノ状況ハ今申上ゲルヤウナ有様デアルノデ、将来幾分国庫ニ於テモ其費用ヲ負担スルコトニ致シマシタナラバ、尚感化院ノ設立ヲ早メルコトガ出来ヤウト思ヒマス。且ツ又或種類ノ少年ハ国立感化院ヲモ設立シテソレニ収容スルコトガ出来ルヤウニスル考ガ、感化ノ目的ヲ達スル上ニ於テ宜カラウト考ヘルノデアリマス。

この改正法案の質疑については、国立感化院の収容対象と一六歳を一八歳に引き上げた理由の部分のみ掲げれば、つぎのような答弁がなされている。⁽³⁹⁾

○片山正中君質疑「国立感化院ヲ起サレルニハ少シク此文面ダケデハ分リマセヌガ、是ハドウ云フ方法カラ起サレルト云フコトニナルノデアリマスカ」

〔答弁・床次竹一郎君〕「国立感化院ノ方ハ先程申上ゲマシタ如ク府県デ収容シテ居リマシテモ極ク質ノ悪イ小供デアリマスレバ、ソレヲ一ツニ他ノ小供ト置クト云フコトハ全体ノ教育上宜クナイト云フヤウナモノモアラウト思ヒマス（下略）」

○花井卓藏質疑「十八歳未満ト云フコトニナツタノハドウ云フ理デアリマスカ」
〔答弁・床次竹一郎君〕「是マデ十六歳トゴザイマシタノヲ、今度ハ十八歳ト致シマシタノハ感化ノ効力ノアリマスノハ、二十歳マデノトコロハ十分其感化シ得ルト云フ考ナノデゴザイマス。サウ致シマシテ感化

院ニ在ル間ハ少ナクトモ一年ナケレバ十分ニ教育ガ出来ナイ、斯ウ云フトコロカラ十八歳未満ト致シマシタ」

(三) 司法省の感化院方式による進歩的特設監教育への修正指導

刑法改正にともなう感化法の一部改正作業は法案どおり可決成立しているが、国立感化院については質疑の段階で、単に将来を見越しての規定は不当ではないかとの意見もあり、事実、法律は成立しても財政上の理由から予算がつかず、国立感化院は実現することなく問題を残している。その実現は八年後の大正六年の第三九回帝国議会でようやく追加予算として承認され、同年八月一八日、国立感化院令の公布となり設置が本決まりとなるのである。

また、もう一つ修正・解決が求められている問題は、司法省内部での感化院方式に倣う先述の特設幼年監の急進的教育への批判が、その熱心さに反比例して高まっている問題であった。なかでも最も進歩的な教育で世間を驚かせている川越分監を見学した神戸監獄典獄・坪井直彦は、「かかる女学生徒の遊戯を男性、しかも不良少年の感化教育に施して恬然たるは諒解に苦しむのであった」と皮肉をもつて所感を述べている。

はたして予期されるごとく、この問題は監獄法施行直前である明治四一年六月、第一三全国典獄会同の席上、時の監獄局長・小山温が「監獄官吏が幼年監獄を感化院とし、或は学校と為したりとすれば、監獄官吏が国家の法制を自己の説に従わしめたのである」と指摘、幼年監の急進的教育につき抑制の訓示をおこなうことにより修正され、より進歩的な規定を望み、特設幼年監の教育を試行してきた監獄法の起草者・監獄法制の近代的体系化へ尽力してきた小河滋次郎博士や、特設感の教育に努力した浦和監獄典獄の早崎春香らが追われるごとく退官してゆくのである。まさに、よりよき少年法制への思いを込めた信念と努力、考え方の激突は、真摯な人間ドラマの展開としてもみるのである。

五 少年法制をめぐる行政権主義・裁判権主義の対立論争

(一) 先行する西欧感化院・感化監の処遇知識と学理

さて、明治四一年の改正刑法・監獄法施行から大正一一年に少年法が制定されるまでの一四年間は、宙に浮いた少年特別立法への空白期となつてゐる。ただし、これまで J. C. ベリー氏の明治九年の『獄舎報告書』にみる少年の分離・教化といった示唆⁽⁴⁴⁾、小野田元熙の明治一三年提出の欧米警察監獄制度の報告『仏國巴黎府獄舎問答録』『白耳義獄舎答弁録』の少年獄の項、明治二二年に来日したドイツの新進氣鋭の監獄学者フラン・ゼーバッハが小河滋次郎に伝える少年囚の取り扱い事情や、明治一六年に内示の『獄務概則』などを通じた少年囚についての教化知識などの蓄積、あるいは留岡幸助が明治一七年米国留学前に『ジョン・ハワード伝』を借覧して読み、横浜出航の日には神学博士 E. C. ワインズの名著『文明諸国の監獄及び児童救済施設の現況』 The State of Prison and Child Saving Institutions in the Civilized World と『聖書』のみ、他に何一つもつていなかつたといわれるエピソードがあり⁽⁴⁵⁾、理想とする少年法制の模索がつづいてゐる。

明治三二年にはアメリカのシカゴ市で少年裁判所 Juvenile Court の創設が伝えられ、明治三三年にはエレン・ケイの『児童の世紀』が著されるなど、国際的に子供の問題に眼が向けられているときでもある。明治三六年小河滋次郎は博士論文『未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ』(二〇章一七款菊版六一三頁の大著) を著わしているが、これは犯罪現象論・世界の感化制度の沿革から説き起し、未成年者の審理手続から感化教育施行の方法、感化院管理の方法によよぶ克明なもので、孤状児の家族的感化・院的感化の論考に至る系統的学理を構築、保護主義に立つ感化教育の内容を示し、わが国の少年法制を整えるうえに基礎的資料を提供するも

のであった。

それに、小河滋次郎のこの論文は、イギリスの法曹学院 Inns of Court・ベルリン大学に留学、法史学・比較法学・民法・刑法・監獄学等々あらゆる法分野に学殖深い当時最高の学者の一人、東京帝国大学教授・穗積陳重博士との出会いに恵まれたことであり、その手ほどきと監獄学開眼から発し少年法制に至る嘗々とした研鑽の成果であった。

(二) 行政権主義・裁判権主義の対立論争

ところで明治初年より西欧立法事情の敏感な吸收は、学校教育での懲戒の動向でもみられ、明治一二年に早くも教育令第四八条で「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰^{殴チハ縛チ}ヲ加フヘカラス」と規定しており、これは特記すべきことであるが、民法の起草においても西欧民法の影響^{スルノ類}がみられている。明治二年の身分法第一次草案でも「父若クハ母ハ家内ニ於テ其子ヲ懲戒スルノ權ヲ有ス 但シ過度ノ懲戒ヲ加フルヲ得ス」(人事編一四三条)と、フランス法制の影響を受けているが、今度は明治一九年(一八九六)制定のドイツ民法第一六三一条の後見裁判所の機能として、家庭又は学校は子供を感化院に送致することができるという規定の影響を受け旧民法第八八二条の懲戒場規定を生むのであって、民法・教育令などの動向と感化法など少年法制との歩調が合つてきた時流をわずかながらも感知するのである。

明治四一年の帝国議会での感化法中改正法律案の審議において、行政権主義か裁判権主義かの対立論争が早くも開始されているが、それは前年の明治四〇年、穂積陳重博士の「米国における子供裁判所」の紹介を起點とする。その議会速記録の一部をみれば、つぎのような激しい論調のもと質疑が交わされている。

○花井卓蔵君質疑「ソレカラ根本問題デスガ、一四歳未満ノ幼者デ、刑法ノ不論罪ニ属スル者ニ付テハ、事実ノ裁判権ヲ行政権ガ行フト云フ事柄ニナルト云フコトヲ御認メデセウカ」

〔答弁・床次竹二郎君〕「ソレハサウ云フ風ニ自然成リマスノデコザイマセウ。詰リ地方長官ガ是ハ感化院ニ入レルベキモノデアル、入レベカラザル者デアルト認定スルノデスカラ、是マデ裁判所ガヤツタ事ハ地方長官ニ移ツタモノトナリマス」

○花井卓藏君質疑「不良少年ノ刑事案件ノ裁判ト云フモノハ、最モ有識ニシテ且経験ノアル裁判官ヲ以テシテモ、事実ノ断定、刑ノ量定ナドト云フモノハ誤リ易ク且困難デアルト云フ事ヲ實際聞イテ居リマスガ、ソレヲ全ク法律的裁判的ノ素養智識ノ無キ行政官ニ委不ラレテ、完全ナル勵ギガ出来ルト云フ御考デアリマスカ」

〔答弁・床次竹二郎君〕「差支ナク出来ル積リデアリマス。固ヨリ併ナガラソコハ先程ノ御言葉ニ幾ラカ私ハ御答シタノニ、或ハ引ツ掛リガアルカモ知リマセヌケレドモ、もと其地方長官ノ方ニ於テハ裁判所デ罪ヲ決定スルガ如キ方法ニ拠ル必要ハ無イト思ヒマス。且此少年ハ此儘ニシテ置イテハ、他日社会ニ害ヲナスデアラウト云フ認定ガ付キマスレバ、成ルベク収容シテ教育スルト云フコトデアリマスカラ、必ズシモ罪ノ有ルトカ無イトカ云フヤウナ風ノ眼光カラ、之ヲ觀ル必要ハ無イト思ヒマス」

○花井卓藏君質疑「罪ト云フ方カラ見ナイト云フ主義デアリマスカ」

〔答弁・床次竹二郎君〕「罪ト云フ側カラ見マセヌ。不良行為デ、ソレヲ其儘ニシテ置イテハ畢竟當人ノタメニ成ラヌ。依テ感化院ニ収容シテ教育シタ方ガ宜イカドウカト云フ、サウ云フ側カラ見テ往ケバ宜イト考ヘマス」

○花井卓藏君質疑「サウジヤナイノデ、新刑法デ懲治処分ノ規定ヲ削ツタト云フノハ、行為ハ罪トナルケレドモ罰ハ付セヌト云フ主旨デアル、十四歳未満ノ幼者ノ行為ハ是ハ犯罪デアルケレドモ、罰セヌノデアル、斯ウ云フ規定デアリマス。併ナガラ其儘ニ放ス訛ニハ往カナイカラ他ノ制裁方法トシテハ強制的保護教育ノ主義デ以テ、ソレハ感化院ニ入レルノデアル。刑法施行法ハ現在収容ノ不良少年ノ懲治処分ヲ受ケテ居

ル者ニ付テハ、止ムヲ得ズ準備ガ出来ヌカラ、從来ノ例ニ從フノデアルケレドモ、法律ノ希望スルトコロハ成ルベク感化院ニ送リタイノデアルト云フ趣旨ニ於テ、刑法施行法ノ立案モ出来テ居ル。サウシテ見ルト罪ト云フ觀念ハ初メカラ見テ居ルケレドモ、唯罰ト云フ觀念ハ見テ居ラヌ。刑ヲ以テ罰セヌト云フダケノ趣旨ニ刑法並ニ刑法施行法ハ見テ居ルノデアリマス。別言セバ感化院法ヲ昔ノ刑法ノ懲治処分ニ代ヘタモノト見テ居ル御答ノ如クンバサウデナイヤウニモ見エ、又サウデアルヤウニモ見エマスガ如何デス」

〔答弁・床次竹二郎君〕「サウデハゴザイマセヌ。尤モソレハ事実ノ問題デ、ドウナリマスカ知リマセヌガ、併ナガラ斯ウ云フ事ハアロウト思ヒマス。從来罪ヲ犯シタモノデアツテモ、其罪ノ性質ニ拠テハ寧口是ハ直チニ感化院ニ収容スルヨリハ、或ハ一応家庭ニ預ケテ十分其父兄ヲシテ監督サセタ方ガ宜イト云フヤウナコトモアラウト思ヒマス。サウスレバ縦令罪ヲ犯シテモ、直チニ感化院ニ収容シナイト云フコトニナリマス」

○花井卓藏君質疑「不良少年ノ刑事事件ノ裁判権、事実裁判権、之ヲ行政権ニ打チ任セタル外国ノ立法例モアルト云フコトノ御話ガアツタヤウデアリマスガ、私ハ全ク此ノ如キ制度ハナイト思ヒマスガドコニアリマスカ」

〔答弁・床次竹二郎君〕「責任ヲ以テ申上ゲラレマセヌ、ハツキリ言ヒマセヌガ、唯分ツタダケノトコロヲ申上ゲマスガ、亞米利加デハ唯今ノ所デハ、何デモ各州ノ半分以上ニハ小供裁判ト云フモノガ出来テ、不良少年ヲ感化院ニ収容スルニハ、一種ノ裁判ガ出来テ、サウシテソレハ法廷モ唯ダノ裁判所ト異ツテ居ル、判事モ特別ナ判事ガ置カレテ尚其判事ニハ民選ノ委員カ何カガ補佐ニナツテ付テ居ルト云フコトデアリマス（中略）」

「各国ノ例ヲ見マシテモ皆各々違ツテ居リマスガ、併ナガラ多クハ幼年犯罪者ハ裁判ノ手続ヲ以テ収容スルコトニナル。ソレカラ犯罪者ニアラザル不良少年ハ、法律上ノ手続ヲ以テ収容スルコトモアリ、或ハ亞

米利加ノ如ク、小供ノタメニ別種ノ制度ヲ立テテ収容シテ居ル處モアリマスガ、日本ノ感化院ニ於テハ、是ハ行政上ノ手続ニ依テ不良少年ヲ収容スルコトニナツテ居リマスガ、此不良少年ノ感化訓育ヲ施ス上カラ考ヘマスレバ、成ルベク其裁判上ノ手ヲ潜リ、又ハ警察ノ手ヲ経ルコトモ避ケラレル限りハ避ケテ、少シモ懲罰トカ或ハ裁判トカ、何ニカ警察デ悪イコトデモシタト云フヤウナ考ヲ起スヤウナコトハ避ケテ、成ルベク無垢ノ人間ノ扱ヲスルト云フコトガ、感化ノ目的ヲ達スル上ニ於テ宜カラウ、現在デモ地方デヤツテ居リマスノヲ調ベテモ、警察ノ手ヲ経テルノモアリ、又調ハ警察デシテモ全ク警察又ハ裁判所カラ來タト云フコトデナクシテ、町村役場ノ調ニ拠テ収容シテ居ルノモアリマスガ、結果ハ警察若クハ裁判ノ手ヲ経ナイデ収容シテ居ルガ良イヤウニ考ヘマス。ツマリ懲罰若クハ裁判ト云フヨリハ、教育ヲスル訓育ヲスルト云フ考ヲ重ク取ツタ方ガ良イヤウニ考ヘマスノデ、即チ現在ノ制度ハサウナツテ居リマスガ、将来モソレガタメニヤハリ其主義ヲ採ツテ往キタイ考デアリマス」

○花井卓蔵君質疑「刑法第四一条ニ、一四歳ニ満タザルモノハ之ヲ罰セズト云フ規定ガアル。之ニ依ツテ旧刑法第七九条八〇条ト云フモノヲ廢止シタノデアル。従ツテソレニ代ルベキ不良少年ヲ懲治場ニ留置スル制度ト、機関トガ、出来テコナケレバナラヌ。代リノ制度トハ何ゾヤ、完全ナル感化院デアル。故ニ旧法第七九条八〇条ヲ廢シ、新法第四一条ヲ設ケタル以上ハ、同条ノ要求ヲ充タスガタメニ、感化法ハ大ニ改正ヲ企テネバナラスト思フ。然ルニ唯今出テ居ルトコロノ感化法デ、満足ニ第四十一条ノ要求ヲ満タシ得ラレルカ、斯ウ云フコトヲ政府委員ニ問ウノハ当然ノ事デナイカ。又之ニ答フベキ義務ガアルノデハナイカ（中略）」

「亞米利加ノ子供裁判所ノ事ニ就テノ意見ヲ承リマシタガ、是ガ根本ノ間違デアツテ亞米利加ノ子供裁判所ノ由テ起リタル理由ハ、普通裁判所ニ托シテ不良少年ノ処分ヲスルト云フコトハ、寛仁慈愛ノ念ナキ、冷静水ノ如キ法律一遍ノ、普通ノ裁判官ニ委スト云フコトハ、誠ニ児童ノ為ニ憐ムベキ次第デアルカラ、

最モ慈愛ノ念ニ富ミ、而シテ老練ナル裁判官ヲ選ミ、且其公判ノ如キモ、公衆ニ傍聴セシメズシテ、成ルベク世間ニ知レ渡ラナイヨウニシテ、教訓的ニ、学校式ニ、之ヲ開イテ、サウシテ之ヲ強制保護ノ機関又ハ、然ルベキ人ニ托スルノデアル。而シテ之ヲ育テ上ゲテ善良ナル者ニ造ラウト云フ主義意ニ出来テ居ルノデアツテ、實際ヲ云ヘバ行政権ノ処分ハ固ヨリ不完全ナリ、普通裁判ノ主義モ固ヨリ不可ナリ、一層之ヲ重ク見テ、特別裁判所ニシタノデアリマスカラ、是ガ一步進ンダナラバ、行政処分ニナルナドト云フ御見解ハ理屈ニ合ハスト思フケレドモ、是ハ議論トシテ争フヨリ外ハアリマセヌカラ、別ニ云ヒマセヌガ、其御見解ハ確ニ間違ツテ居ルト思ヒマス（下略）」

「最早議論ノ争ダケデ、応答ノ点ハモウ私ニハ別ニアリマセヌ。唯自分ノ考トシテハ、感化院ノ改正ハ新刑法施行ノ一部ヲナスモノデアツテ、而シテ新刑法第四一条ノ規定ヲ実行スルニ、重要ナル関係アルモノト思フノデアリマス。又旧刑法七九条八〇条ニ認メラレテアル懲治場二代ルベキノ機関デアルト思フノデアリマス。ソレ故ニ本案ノ改正ノ及ボストコロノ影響ハ、実ニ繫ツテ新旧刑法ノ運用施行ニ及ブモノト思ツテ居リマス。ソレ故ニ能フベケンバ、独逸ノ後見裁判ノ如キ、亞米利加ノ児童裁判所ノ如キ制度ヲ研究セラレテ、子供ニ対スル特別裁判所ヲ設ケラレ、子供ニ対スル特別教育場ヲ設ケラレ、不良少年ヲシテ善良少年ニ導クベキ階段ヲ作ルコトニ致シタイト云フ趣旨ヨリ致シマシテ、願クバ最モ完全ナ国立感化法ノ下ニ、⁴⁶国立感化院ヲ設ケテ新刑法ノ之ヲ削リタル主義ト面目トヲ保チタイト云フ考ヨリシテ争フテ居ルノデス。之ヲ行政権ニ委スルノ當否、之ヲ裁判権ニ委スルノ當否ヲ基礎トシテ争ツタ訳デアリマス（下略）」

この激しい議論にみるとおり、要するに行政権主義とは、感化院には行政手続により収容を認定してゆこうとする方針であり、裁判権主義とは、感化院には裁判手続により収容を決定してゆこうとする方針である。いずれも少年法制の根本的な方針である。政府委員の床次竹二郎は温情で包み善導しようとする行政権主義・感

化教育主義に立ち、花井卓蔵は刑法を踏まえた筋論と、将来の展望を見極めようとする鋭い意見が吐かれており、少年立法史上に名を残す論争として知られるものである。

六 旧少年法の画期的保護主義とその展開

(一) 感化教育理解の全国的拡がりと感化院長協議会

有名な両主義の論争は府県感化院設立にも大きな影響を与えており、感化法の一部改正による国庫補助金の裏付けも成果をみており、感化院は全国的に設立されている。この二年後の明治四三年一二月、内務省地方局长・床次竹次郎は全国感化院長協議会を召集、それぞれの感化院の実情や意見・苦心を一堂のもとに協議する機会をもつてている。

そこでは、さまざまな感化院生の処遇事例が披瀝されており、(イ)精神教育の仕方、(ロ)院生、仮退院生の監督方法、特に賞罰の適正ならしむ方法・逃走を予防する方法、(ハ)教科・実科の方法、(ニ)運動・衛生・食事など、すべての事項に及んでいる。なかでも入院依頼を断わった事例、幼年監経験少年の処遇例、院生の院外委託や、そこでは仕出かしたことの親代わりとしての弁償例、逃走少年の連れ戻しにまつわる苦心、教材としての新聞・雑誌の内容の問題、神社・寺院系感化院よりの感化は教育のみでは不可能で宗教教化の必要性が強調される意見など、感化教育は学校教育では考えられない難かしい問題がそこにみられることがわかるのである。

(二) 国立感化院令の公布と国立感化院の実現

つぎに懸案であった国立感化院設置問題は、すでに立法上、明治四一年の第二四回帝国議会で感化法一部改

正のなかで国立感化院設立を認める法案は可決・公布されており、ただ財政上の理由から実現をみなかつたものである。この点は特設監の修正指導のところで触れたところであるが、設置費一五万五、一四二円の追加予算が組まれ、大正六年の第三九回帝国議会でようやく承認され実現の運びとなつてゐる。国立感化院令は大正六年八月一八日、つぎのごとく公布され同日施行となつてゐる。

国立感化院令（勅令第一〇八号）

- 第一条 国立感化院ハ内務大臣ノ管理ニ属シ第二条ノ規定ニ該当スル者ノ感化ヲ掌ル
- 第二条 感化法第五条第一号又ハ第一号ニ該当スル者ニシテ左ノ各号ノ一二該当スル者ハ内務大臣之ヲ国立感化院ニ入院セシムルコトヲ得
- 第三条 国立感化院ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 院長
 - 教諭 専任一人 奏任
 - 書記 専任一人 判任
- 第四条 院長ハ教諭ヲ以テ之ニ充ツ内務大臣ノ命ヲ承ケ院務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス
- 第五条 教諭ハ在院者ノ感化ヲ掌ル
- 第六条 書記ハ院長ノ指揮ヲ承ケ庶務及会計ニ従事ス
- 第七条 国立感化院ノ名称ハ内務大臣之ヲ定ム
- 第八条 内務大臣ハ国立感化院ニ於テ感化救済事業ニ従事スル者ヲ養成セシムルコトヲ得
これでみると、国立感化院生の入院は内務大臣が決定、院長は内務大臣の命を受け院務を掌理するとい

う格式の高い責任の重大な任務を負うこととなつており、これにより設立されたのが武藏野学院である。

法令公布と同日、法学博士・小河滋次郎が院長事務取扱を嘱託され、同年一〇月、埼玉県北足立郡大門村を用地として選定、翌大正七年七月二十五日に院舎の建設に着工、大正八年一月一二日に二七棟の建物が竣工している。開院は大正八年三月二二日、内務大臣・床次竹二郎を迎え式辞が述べられている。ここに至る曲節からみて、この日の感慨は大きいものがあつたことは想像に余りあるが、わずか生徒七名（新潟二名、神奈川・長野・埼玉・群馬・千葉の各県から一名）によるスタートである。

処遇方針は「武藏野学院」とあることく、武藏野の地で児童の個性を尊重、大自然を直観させることに力を注ぐ情・意の教育を主眼に、教科は小学校レベル、実科は木工・ミシン・農業の三科とし、院医による心身の診査をおこなうというものである。同院の規則では「生徒ノ教育ハ特ニ心身ノ発達ニ留意シ教育ニ関スル勅語ニ基キ国民ニ必須ナル道徳智識ヲ授クルモノトス」（第一条）と時代が反映され、非国民でなく良き国民となるよう教育勅語が冒頭に掲げられており、一日の授業時間割（第五条）を定め、起居は寄宿舎式・甲種家族舎式・乙種家族舎式と西欧の家庭的雰囲気をもたせる寮舎制 Cottage system が採られている（これは条項に定めがない）。また、生徒の罰は譴責・謹慎・独居の三種類と定めている（第一〇条）。

武藏野学院の収容定員は創立時一五〇名であるが、その後一〇〇名、九〇名と縮小、昭和一五年には一〇五名に増加するなどの増減がみられている。開院時より国立感化院令第八条に定める社会事業職員養成所が感化事業従事職員の養成を目的として付設されており、また同じく院生の送迎・諸行事や製品の販売、帰郷旅費の補助や退院者保護の後援・相談・慰問の団体として職員・職員の家族を中心とした「浴風会」が結成されており、活動が続けられている。このような、かくれた支援活動こそ感化活動に不可欠な推進要素であった。

(三) 少年法案・矯正院法案の審議経過

この内務省所轄の感化法が軌道に乗ろうとするおり、これとは別個に司法省内において、少年の非行にからみ新しく少年法制検討の論議が持ち上がつてゐる。それは明治四四年九月一九日、法律取調委員会のなかにある刑事訴訟法改正主査委員会での「監置及ヒ懲治ニ関スル手続」の条項（刑事訴訟法改正案第五編第二章）の審議に端を発してゐる。もとより懲治の規定は、すでに刑法より削除されてゐるが、この懲治に関連した最近内外の少年犯罪の憂うべき状況、刑事政策立法例から、刑法・刑事訴訟法・監獄法など広範囲に關係をもつ新しい少年法制の検討を必要とする論議に及んだといわれる。^{相田}

このため、明治四五年一月二三日、法律取調委員会から「少年犯罪ニ関スル法律案ノ特別委員」として長谷川喬（指名後死去）、平沼騏一郎、小山温、花井卓藏、豊島直通、鵜沢總明、穂積陳重の七氏が指名された。^{相田}この第一回の少年犯罪に関する法律案特別委員会は、取付き「犯罪児童法」^{〔5〕}という趣旨で、第二回の少年犯罪に関する法律案特別委員会は、幹事の山岡万之助より「幼年法立案上の諸問題」^{〔6〕}と、いずれも便宜仮題での文書を配布して少年の未決勾留、不定期刑の問題、弁護人補佐の関与、英國の幼年法、プロベーション（Probation 保護觀察）などが諸問題として論議されてゐる。第三回の少年犯罪に関する法律案特別委員会は倫敦市^{〔ロンドン〕}のザ・ボーアズ・ホーム、ボースタル施設も論議され、第四回の少年犯罪に関する法律案特別委員会には主査委員（谷田三郎・山岡万之助・泉二新熊の共同調査による起草）の「少年法案」という、一応条項化された案がみられ、保護処分の種類などが逐条検討される段階に至つてゐる。

大正三年三月一日、刑事訴訟法改正委員会のなかで進められてきたこれまでの少年犯罪に関する法律案特別委員会の調査検討はそれなりの役割を果したとし、同年三月一二三日、法律取調委員会は刑事訴訟法改正主査委員会から切り離して「不良少年ニ関スル法律案主査委員会」を設け、穂積陳重氏を委員長に、豊島直通、鈴木

喜三郎、鵜沢總明、小山温、平沼驥一郎、谷田三郎、花井卓藏の各委員、幹事に大場茂馬、三浦栄五郎、泉二新熊、谷野格、山岡万之助の各氏が任命されている。

この間、五年に近い歳月を費しているが、大正七年六月からは法律取調委員会のもと帝国議会への提出をめざす原案「少年法草案」として本格審議され、大正八年六月二九日「少年法修正案」として若干修正、大正九年二月、第四回帝国議会に「少年法案」として提出している。ところで提出直前の一月一〇日、かねてより反対論者の小河滋次郎の「非少年法案論」が大阪府での救済事業研究会の席上で反対運動の先鞭が切られ、法案成立を阻止しようと反対論を議員に配布、波紋を投じている。その標題のみを掲げればつぎの一項目である。

(四) 小河滋次郎の非少年法案論

「之を要するに少年法は時代錯誤の立法に外ならず」

法学博士 小河滋次郎

- 一、社会の諒解と協力を要す……何故に世論に聽かざる……官僚式秘密主義の陋
- 二、時代錯誤の立法……少年裁判制度の目的……純然たる行政行為……畸形制度……司法権の侵害……糺問主義の復活……少年の人格無視……法的少年虐待
- 三、不良行為の原因……少年は教育の対象……少年の特質……現行刑事制度の誤れる立脚点……少年犯罪増加の原因……少年を処分の目的物となすの誤謬……リストの所説
- 四、裁判の対象たるべきものは一定の行為なり……教育主義より見たる感化事業と処分主義より見たる感化事業……感化事業の本質……裁判に接触せしむること既に傷害なり⁽²³⁾
- 五、感化刑の失敗……失敗せる懲治処分の再興……保護教育の対象は行為に非ずして状態なり……感化行為

を以て刑的処分の代償たらしむるの不法……少年裁判制度は教育主義と相容れず

六、裁判の管掌を主張する表面の論拠と裏面の理由……誤れる外国の事例……親権万能主義の惰力……行政権の機能及任務……不必要不合理且つ非立憲の法案……外國に於ける感化事業の歴史……慣行は法制の生

命……英國の裁判官と感化処分……吾れは既に彼の進まんと欲して進む能はざる進境に在り

七、米国に於て少年裁判制度の創設を必要ならしめたる理由……刑責年齢ノ不備……監獄の不備……少年労働の國風……下等移住民の増加……我が国情は如何……我が刑事立法の精神……少年保護の要義を裏切る所の悪法なり

八、米国式少年裁判法の本領……少年裁判所の実体……裁判所の特設……法廷の内容と判事の態度……宛然たる親族会議……少年判事の職務……少年判事は少年保護の悉皆屋なり……何故に弁護士を要せざるか……米国式少年裁判所の權限……第三者に対する処罰権……家庭と遺棄状態……少年判事の資格要件……法律の知識に非ずして教育の能力なり……教育本位の組織

九、少年裁判制度の中枢機関……少年保護委員……裁判の実権を握る者は保護委員なり……保護委員の監護に付する者十中の九を占む……監獄及感化院経費の節約……家庭教育の成績……好成績の原因……感化院は最後の避難所に過ぎず……感化院の大繁昌……経費の膨脹と犯罪の養成……家庭教育……保護委員の方寸に存す

一〇、米国保護委員の実況……米国なればこそ……如何にせば適材を求むべきや……年俸一万二千円乃至一
万八千円……担任児童の数……少年裁判所制度後援会……米国以外の各国に不成效^(レ)を免かれざる所以……
少年保護司の任務如何……監視制度の二の舞……適材を求むるに如何の成算がある……最低限度の俸給年
額三百五十円……我が国情を如何にせん……如何ぞ能く少年保護司に少年教護の権威能力を要望すること
を得んや

一、一時収容機関特設の必要……未決監の伴はざる刑事裁判所の如し……迂闊も甚しく矛盾も極はある……監獄の一部に矯正院の看板を掛ける猾手段……少年を此危機に救ふの道……我が感化制度の長所と短所……現行制度の退歩を強ぶるに同じ⁽⁵³⁾

とある。小河滋次郎のこれまでの監獄法制・感化法制に關与した苦心・立場・見解などに考え及べば当然の行動であつたろう。司法部内で長年立法作業を重ねてゐるが、一回の中間答申も世に問うこともなく帝国議会に提出したということにつき、官僚式秘密主義と指摘し批判することも理解できるところであつて、「親権者の利益保全と共に併せてまた國家福祉の増進を齎す⁽⁵⁴⁾実質のものであつて見れば、独り感化事業の名を以てする行政的教育行為に限つて、之を裁判官憲の手に帰属せしめねばならぬと云ふ道理なき事毫も疑ひを容るの余地なき所である」として裁判権主義を批判、「歐米に於て今尚ほ少年をば裁判の対象とする旧慣を擺脱⁽⁵⁵⁾し能はざる一理由として看過し得ざる点は、彼れの感化事業の發達に関する歴史である」として、慣行は法制の生命として感化事業の歴史的実績を高く評価し強調するのである。

たしかに、現に先行する感化法の成果・実績を十分に汲みとるために、内務省の感化担当關係者の意見を聞き、学校教育との関連から教育關係者・有識者等の意見を聞く機会を公式にもつことが大切であったと考えられるが、それがなされなかつたことが、こうした形で出されることになつたわけである。その後、この反対運動は、大正九年一二月一日に大阪府の知事官邸で開催された大阪府救済事業研究例会の席上でもみられ、

京都、大阪、兵庫の各感化院長らは、少年法案の反対決議をおこなつた。同研究会において、大阪府立修徳館教諭・亀山宥海は、少年法の有害無益を説き、左の決議を貴衆両院議員に送るべしとの意見を提出した。

- 一、吾人は少年法案の撤回を希望す。
- 二、若し撤回を不可能とせば、少なくとも左記の修正をなすを要す。

(イ) 少年法の対象は十四歳以上の少年に修正する事

(ロ) 少年審判官は純然たる行政官とする事

(ハ) (イ) 矯正院は感化院の存在する以上不要なる事

(ニ) 矯正院は感化院の存在する以上不要なる事

右の決議案に対して、小河滋次郎は、「該法案が少年保護よりも、寧ろ少年懲治を主旨とせる事。少年保護司の活動範囲狭く、一介の獄吏に過ぎざる觀ある事。矯正院は全く少年監獄の如き内容なる事。之が実施に伴ひ地方費の膨張を來す事」を理由として、少年法案は絶対に撤回すべきであるとし、第二項の削除の意見を提案した。⁽⁵⁴⁾しかし、京都、大阪の感化院長から原案維持説が出され、結局、慎重に審議するため、委員付託と決定された。

また、感化法を主管する内務省もこれを座視することは出来ず、大正八年一二月一日、つぎのような意見を司法省に提示している。

少年法案に関する内務省意見

一、少年審判所の組織に関する件

本法案に於ては少年審判所の審判官は判事を以て之に充つとありて其の審判所に付ては明示せざるも裁判所の建築物中に定めらるべきことと察せらる。少年審判所の局に當るべき者は、克く少年の心理に通曉し少年に対する同情と理解とを有する者ならざるべからず。即ち本法案の如き判事に限らず加ふるに児童心理に通曉する者、児童保護に關し経験を有する教職員、社会事業家等を參加せしむるを要す。又其の場所は少くとも教育的のものなるを要すへし。故に若し本法案の如く名を審判官と称するも裁判官が裁判所に於て審判するが如きは少年保護の目的を達する上に於て甚だ不十分なるのみならず、裁判又は裁判所に対する我邦伝統的社会心理の改まらざる今日、少年の心理を傷害するの危険誠に尠からざるものあるべし。

乃ち審判所の組織に関しては大に考慮を要すべく此儘にては同意し難し。

二、少年法の支配する少年の最低年齢に関する件

本法案に於ては単に十八歳に満たざる者と云ひ其最低年齢を定めざるも一面には現行感化法の存在せるのみならず、以上述ぶるが如き事由あるに依り本法案の支配を受くべき者は刑罰責任年齢たる十四歳以上にして且刑罰法令に触るる行為を為す者に限り十四歳未満の者及十四歳以上と雖も単に刑罰法令に触るる行為を為す虞ある者の如きは之を除外するを適當なりと信す。

(五) 少年法成立とその意義・特色

しかし法案はすでに固まっており、大正九年一月一日、司法省はつぎのごとく提案理由を付し少年法案及矯正院法案を第四二回帝国議会に提出するのである。

少年法案理由

輓近ニ於ケル刑事政策並ニ社会政策上幼年ヲ保護シテ不良行為ヲ防止シ依テ社会ヲ保安スルコトヲ以テ理想トス 徒テ近時如何ナル國ニ於テモ幼年ノ保護ニ關シ特別ノ規定ヲ設ケサルモノナシ 本案モ亦此趣旨ニ從ヒ制定シタルモノニシテ一面ニ於テ保護処分ヲ規定シ他面ニ於テハ刑事処分ヲ規定シ刑法、監獄法並刑事訴訟法ニ關シ特別ナル規定ヲ設ケ以テ刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為シ又ハ刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為ス虞アル少年ヲ教養シテ順良ナル国民タラシメントス 即チ本案ハ幼年ニ關スル各種ノ規定ヲ網羅スルヲ以テ之ヲ少年法ト命名シタリ

矯正院法案理由

少年法ノ制定ニ伴ヒ矯正院ヲ設立スルノ必要ヲ生ス 矫正院ニハ不良性ノ強キ少年ヲ収容シテ之ヲ教養スルコトヲ目的トシ感化院ト少年監トノ中間ニ位スル設備ナリ 即チ収容シタル少年ノ戒護ハ少年監ニ近ク内容

タル少年ノ待遇ニ付テハ感化院ト性質ヲ同ジフシ本人ノ教養ヲ以テ趣旨トス

両法案は大正九年二月六日から八回にわたる衆議院特別委員会の審議を経て、七月九日から第四三回帝国議会の衆議院本会議に、七月一五日には貴族院に送付となつてゐるものとの会期終了で審議未了、大正一〇年一月一九日の第四四回帝国議会でも貴族院に送付されてゐるがこれも会期終了で審議未了、大正一一年二月一〇日の第四五回帝国議会において、三月二二日貴族院本会議で可決され、両法が成立してゐる。少年法（法律第四二号）、矯正院法（法律第四三号）は大正一一四年四月一七日に公布され、ともに大正一二年一月一日から施行されている。

このようにしてできた少年法（条文は紙数の都合で割愛）の特色は、何といつても長年の論争の妥協の産物、裁判権主義と行政権主義の折衷であり、刑法と感化法の混和という形式を探つております、その対象を一八歳以下（未成年者と称す）としたことである。この結果、最も苦肉な点は画期的な保護主義の展開といえる一面をもちながら、保護処分一色の法律でなく少年への刑事処分規定を内在させた点である。少年の刑事法制の流れからみても、明治一三年の不論罪、明治四〇年の刑法からの分離ということで、次第に少年への非刑罰化の方向にあつた流れを、少年法で再び抱え直すという逆流の形になつてゐる。

すなわち少年法で「罪ヲ犯ス時十六歳ニ満タサル者ニハ死刑及無期刑ヲ科セス死刑又ハ無期刑ヲ以テ処断スヘキトキハ十年以上十五年以下ニ於テ徴役又ハ禁錮ヲ科ス」（第七条）との重い刑罰規定、新制度の導入とはいえ三年以上一〇年以下と長期・短期の幅をもつ不定期刑（第八条）、仮出獄期間は少年保護司の保護觀察（第六条）といった規定である。

このような形になるのであつたら、明治四〇年の改正刑法の時に少年刑の条項を明らかにしておいた方がすつきりしたのであるが、さらに大きな曲がり道をして、なお特別立法に少年刑法典である刑事処分規定を内在させたのは、少年審判とはいゝ、やはり裁判権主義に近い制度で妥結せざるを得なかつた事情、すなわち国

親思想・感化教育・福祉救済分野へのもう一步の理解の乏しさと、こと審判・裁判の領域に關する刑事政策的立法となると、強い権力をもつ台頭著しい司法官僚が内務行政官僚を凌駕する權威的・主導的背景をも時代的に垣間みるのである。

とはいへ、この少年法に司法大臣監督のもと少年審判所の制度を新設したことは、刑罰法令に触れた行為をなし、または刑罰法令に触れる虞ある少年対策への強力な法制上の変革であつて、少年法制への科学的機能の導入がはかられたという点で評価されねばならぬことであつた。すなわち感化法の手続のごとく地方長官の行政的判断だけでなく、矯正院への入院の当否を、医師による診断（身体検査・精神鑑定）などの意見をもとに判断するとか、保護者・少年保護司・保護団体などからの調査・資料を参考として病院送致とか矯正院送致とか、適当な保護者・保護団体に条件を付し委託するなどの、より適切な措置がなされることとなつたことである。また少年法の著しい特色は多彩な保護処分を設けたことで、第四条に、

- 一、訓戒ヲ加フルコト
- 二、学校長ノ訓戒ニ委スルコト
- 三、書面ヲ以テ改心ノ誓約ヲ為サシムルコト
- 四、条件ヲ附シテ保護者ニ引渡スコト
- 五、寺院・教会・保護団体又ハ適當ナル者ニ委託スルコト
- 六、少年保護司ノ觀察ニ付スルコト
- 七、感化院ニ送致スルコト
- 八、矯正院ニ送致スルコト

と九種の決定がなされ得ることとなつており、矯正院送致が最も重い保護処分に位置づけられている。

(六) 矯正院・少年保護団体・少年刑務所の役割と機能

いわばこれまでの感化院を中学校とすれば、矯正院は高等学校に相当しよう。また学校長の訓戒に委ねるという公教育・学校教育との係わりをもたせたことも、形式的で効力を欠くとの批判もみられたが、それなりに意義のある重要なことである。

さらに矯正院での体罰の許容という点が学校教育の規定と異なるものとして特に注目される。思うに学校教育での体罰は、明治一二年の学校令第四六条に「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰（殴チ或ハ縛スルノ類）ヲ加フヘカラス」（明治三三年改正小学校令の校長の懲戒権）と禁止せられていて、折、新しく出来た矯正院処遇規程（司法省令第三四号）では、その第一六条に「譴責、褒状ノ剥奪、端座、直立、屏居^{へきよ}」があり、「前項ノ懲戒ニ依リテハ其ノ目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ体罰ヲ行フコトヲ得」と、体罰を認めている。この処遇規程は司法省令であるが、体罰を明白に認めた法令通牒というものは、明治憲法以降これだけである。この一事でも、感化院に比し矯正院が保安処分的な強力な矯正訓練を求める懲戒施設としての性格・使命をもつて登場、同時に学校教育との歩調および近似性から一線を画し遠ざかっていった事由に挙げられよう。

それゆえ、この少年法成立当初、司法部内で“愛の法律”として讃美され、わが国刑事法制中画期的な法制と称され、多くの文献にもこのように記されている意義は否定はしないまでも、実態としては不良少年への懲戒が、矯正・保護という二律背反する概念のもと国の責務として採りあげられ、厳しい“愛の鞭”として制度化されたという点に率直な史的意義を認めるべきであろうと考える。

かつまた、長年論議を尽くした割合には、実際に出来た矯正院は大正一二年の多摩・浪速の二院だけであつて、これに続く瀬戸は昭和九年、福岡は昭和一三年、広島は昭和一六年、仙台・北海は昭和一七年となつてゐる。したがつて他の多くは少年保護団体（一種の里親制・家庭的小舎制^{ようしゃせい}）という民間篤志家に保護処分の大半が

広く委ねられたという実態にも注目しなければならない。設備的に監獄に近い矯正院より、感化院的なコージ・システムを採る民間保護団体に大半が委ねられたということは、少年の矯正・懲戒という感化教育より強い制度を家庭的な環境に置いたもので、制度的にすべてが計算された意図ではなかつたにしろ、運用上は現実的に成功といえるものであつた。立法では裁判権主義に傾いたが、運用面では感化院に接近した方式が採られてゆくのである。

「少年保護団体は、昭和一四年末現在百四四団体を数え、うち収容施設をもつ団体は八七団体で、合計一〇〇〇名以上の保護少年を収容しており、一団体平均二三名の保護少年を収容していた。また五〇名以上の収容力を持つ少年保護団体は二二団体に達していいたので、少年保護団体は少年保護事業上重要な役割を担つた施設であった。⁽⁵⁹⁾

という数字を残し、いっぽう矯正院の矯正教育も、人材・設備とも当時としてはきわめて高レベルのもので、熱意あるものであつたことが知られ、今日でも少年院の御三家といわれる多摩・浪速・瀬戸の院史をひもとけば十分に理解される。

少年保護団体・矯正院の人知れぬ苦労は社会に「愛の法律」に立つ施設としての理解を深め拡めており、感化院の教育も矯正院の教育も教育原理においては同心円にあり同類項であることが理解されてゆく。矯正院と少年保護団体の共助・協力の歩みは困難な戦時体制をくぐり抜ける過程で、より多くの少年保護団体の誕生と充実をみていく。「愛の法律」といわれる少年法の眞の意味は、法として生れ出ずるやえんではなく、「こうした少年そのものの日常に触れ、育てはぐくまれる情愛のなかに、その意味が理解されていったのである。

大正一年、監獄は近代的な行政官庁らしい刑務所という名称となり、特設幼年監の系統は少年法で定める不定期少年受刑者の収容施設として、川越・姫路・名古屋・岩国・福岡・盛岡の各監獄が少年刑務所とされている。その後、名古屋・福岡は岡崎・久留米に、札幌少年刑務所は北海少年刑務所と、市ヶ谷刑務所八王子支

所は八王子少年刑務所などと変更改称されているが、ここに「少年保護」のほか「少年行刑」という新用語・新分野の登場を見るのである。少年刑務所では少年受刑者の姓でもつて呼称（外来者の面前では番号で呼称）、職員の廃劍と典獄の私服化、教化行事の積極的導入がはかられ、「少年行刑教育令」「行刑累進処遇令」「仮釈放審査規程」は行刑三法とまでいわれ、行刑の教育化・人道化・科学化をアピールする行刑刷新の花形として脚光を浴びている。戦時体制下の少年行刑は「少年の鍊成」「短期鍊成」という用語でもつて通牒・通達・指示・教化まで表示され、少年受刑者に対する当局の教育姿勢を形成している」とも特色であった。

七 戦後の新少年法と当面する諸問題

(一) 英米法系GHQ新少年法と旧少年法との比較

太平洋戦争を敗戦という結末で迎えることにより、占領下のわが国に進駐の連合国総司令部（GHQ）からさまざまな改革が指示されるのであるが、少年法関係もその例外ではなかつた。その中心である担当者は情報局公安部のバーデット・G・ルイス博士 Dr. Burdett G. Lewis 行刑課長でもあるが少年法をも担当、少年院法はジョン・R・クレーナー Mr. John R. Cranor であった。わが国に対する司法制度改革の一つとして、アメリカの少年裁判所制度を受けいれざるを得ないよう行政指導されたわけであるが、当時の折衝経緯を物語る公式の起案原文はほとんど残されていない。ただ「ヴァレンタイン氏より司法大臣宛報告依頼書回答案」（Answer 27 March 1946⁵⁵）は、連合国側がわが国の少年法制を知ろうとする最初の質疑であり、これが公式文書として少年立法検討の基本資料の一つとなつたことは確かである。以下、新少年法成立に至るGHQとの折衝経過を年表化すれば、

昭和二二年一一月三日 日本国憲法公布

昭和二二年一二月上旬 司法省大臣官房保護課は少年審判制度の存続を基本とした部分修正を予定し「少年法改正要綱案」という準備草案を作成

昭和二二年一月七日 司法大臣官房保護課を中心とした司法保護関係法規改正協議会、「少年法改正案・矯正院法改正案」をGHQ公安部ルイス博士に提出

昭和二二年一二月一五日 GHQルイス博士よりアメリカ標準裁判所法を模範とする「少年裁判所法の未成提案」が司法大臣官房保護課に交付される。

昭和二三年一月二〇日 司法大臣官房保護課立法部（内藤文質・大坪与一・柏木千秋・加藤礼敏のメンバー）は GHQルイス博士に「少年法改正案」を提出

昭和二三年二月六日 GHQルイス博士より「少年裁判所法の完成提案」（採用すべき示唆案）が司法大臣官房保護課に交付される。

昭和二三年二月一五日 司法省は法務庁と改称、保護課の業務は矯正総務・成人矯正・少年矯正の三局に分掌される。

昭和二三年四月五日 法務庁少年矯正局立法部はGHQに「少年裁判所法第一次案」を提出

昭和二三年五月五日 法務府少年矯正局立法部はGHQに「少年裁判所法第二次案」を提出

昭和二三年六月一四日 閣議により少年矯正局立案の「少年裁判所法第二次案」を「少年法を改正する法律案」とすることに採択決議

昭和二三年六月一六日 「少年法を改正する法律案」を第二回国会に提出

昭和二三年七月一五日 「少年法を改正する法律」（法律第一六八号）「少年院法」（法律第一六九号）公布され、

昭和二四年一月一日施行となる。

この間、GHQ側の示唆として、行政官庁である少年審判所が少年の自由を拘束する保護処分（少年院送致）は憲法違反であるとの強い反対意見があり、対象少年は二二歳という提示もあつた。しかし、少年審判は家庭審判と併せ新設の司法機関「家庭裁判所」がおこなうことと最終的調整をみるとにより、少年裁判所は設置されないこととなり、少年年齢も一〇歳未満とされている。この家庭裁判所設置も少年審判規則（最高裁判所規則第三三号）も少年法と同時に公布施行、昭和二十四年三月三一日には旧少年法の施行以来、矯正院の保護少年を委託、矯正の一翼を担つてきた少年保護団体も廃止せられた。

新少年法の何よりの特徴は、少年は教育対象として可塑性に富むことから、「犯罪を法律的に判断するばかりでなく、行為者に着目してこれに適切な処遇を加えること」「少年法は刑事法的なものであるより、むしろ衡平法（エクイティ）の思想に由来する後見的・福祉的なものだとする考え方である」といわれる思想に立つており、この考えは少年法第一条に掲げる目的が、少年の健全な育成を期し「性格の矯正」及び「環境の調整」にあることを明示していることにより、より具体的に知られる。

このため、手続もこの目的に沿い、旧少年法と異なる点は、少年事件の家庭裁判所全件送致主義、家庭裁判所の先議権、保護処分の決定と執行の分離（旧少年法では少年審判所に決定権と執行権があつたが、家庭裁判所に決定権が与えられる）、少年年齢を二〇歳に引き上げ、旧少年法に比較して虞犯の範囲を狭め、保護処分の種類も縮少整理、抗告を認め、医学・心理学・教育学・社会学など科学的知識を活用するため少年鑑別所を設置、科学的知識の臨床化・ケースワーク機能の強化という点から専門調査スタッフの家庭裁判所調査官を配置、少年の福祉を害する成人の刑事案件に対する裁判権を特に加えたことなどが主な改正点である。

(二) 少年法運用の実際と適正手続の洗礼

旧少年法のもとでは、少年犯罪・少年非行は両親の無教養・貧困・欠損・本人の性格といった視点に立ち、

問題児・素行不良少年との認識のもと取り組まれたものであるが、戦後の新少年法のもとでは、社会的変動に応じつづきのような推移でその少年像がとらえられている。

第一のピーカ（昭和二六年）……食料盜を中心とした飢餓型非行

第二のピーカ（昭和四一年）……戦後のベビーブーム児により形成された高度経済成長期の遊び型非行、東京オリンピックを起点とした「繁栄の落とし子」とも呼ばれる。この間、学園紛争・政治運動に参加した公安少年と呼ぶ異質の類別をも生む。

第三のピーカ（昭和五六年）……石油ショックを起点とした低経済成長期の陰湿ないじめ・校内暴力・家庭内暴力など攻撃型・排他型・粗暴型非行。平成年代にも高原型で推移。

少年審判法廷も少年法の審判の方式「審判は、懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない。審判は、これを公開しない」（第二三条）の趣旨にそい、これらの少年犯罪・非行に対応している。これが本来の理想とする少年審判の姿とされてきたのであるが、この推移の第二から第三のピーカにさしかかる頃、少年審判機能を問い合わせる衝撃的事件がアメリカで連続して起こるのであって、それが一九六六年（昭和四一年）のケント事件、一九六七年（昭和四二年）のゴールト事件、一九七〇年（昭和四五年）のウインシップ事件、一九七一年（昭和四六年）のマッキーヴィー事件等である。これは少年とはいえない審判という厳格な司法機能を求める考え方と柔軟性を求める少年の要保護性の考え方との衝突問題で、実際問題としては適正手続 due process が強調されたことである。

いっぽう少年法運用の現場の一つである少年院は、初等・中等・特別・医療の四種に分けられており、その理想的・効果的処遇は 3C（ショート・ショック・シャープ）といわれ、収容期間は最長二年とされながらも運用はほぼ一年二ヶ月の仮退院となつて運用が進められている。それは家庭裁判所の処遇勧告により目安がつけられているものの、少年院法第一条第一項の収容期間・収容継続の判断は難しく慎重を要するもので、

「具体的例に当たっては、在院者の性格、心身の疾病、行動の傾向、少年院で矯正すべき問題性の解消度、帰住先の環境状況等から総合的に判断され、弾力性ある判断が行われている。処遇の段階、矯正教育の進行状況、精神障害、保護状況、院内における反則行為等と心身の著しい故障及び犯罪的傾向の末、矯正という価値判断がどのように結びついているかは、具体的実例に即して考えられるべきものである」⁽⁶⁴⁾

とあるごとく、個別的な処遇事情がさまざま考慮され判断されていた。少年法運用での適正手続の保障という問題は、少年院運用方針についての再検討にも波及しており、裁判所当局では少年院への送致を極力避ける方針から、全国的に少年院在院少年の急激な減少を見るのである。

このため、昭和四八年一一月二日には、法務省は矯正施設の適正配置計画を示し、施設の統廃合検討を指示（矯正甲第二三一五六）、昭和四九年一一月八日にはこの計画にもとづく業務停止（矯正第二五〇〇三）の通達により、豊浦医療少年院の廃止・千葉星華学院・三重少年学院・岐阜少年院・千歳少年院の収容業務停止などの思い切った措置がとられ、少年院制度そのものの機能への厳しい評価、少年院存亡の岐路に立つ非常事態といえる危機的時期を迎えていた。

これには先に触れた適正手続を求める国際的判例の動向とともに、少年院の適正処遇・収容効用への不信もみられるもので、昭和三七年の『犯罪白書』でみる少年犯罪の激増と凶悪化が問題とされ、少年院の再収容率五四%、特に一六歳未満の初等少年院は五七・九%という高率などが指摘されたところである。昭和四五年の時点では学園紛争少年など異質な少年の存在も処遇を困難化し、少年院の逃走事犯の増加も問題とされていた。これは少年院送致は、当時余程の悪性ある少年でなければ送致されず、処遇困難少年の逃走という悪循環の傾向も起因しており、昭和四六年の時点では、年間取り扱い人員千分比の逃走率一四・一二%で過去最高を示すなどの背景があったことも確かである。この間、少年院では交通関係短期処遇など工夫ある努力を試みているが、現場での処遇努力だけでは解決の糸口を見出すことは難しいものであった。

(三) 少年犯罪の異常な変質と少年法改正をめぐる諸論点

こうした情勢と併行して進行してゆくのが少年法改正の問題である。法務省でのこの改正作業は少年犯罪の動向から昭和三〇年代にわたりつづけられ、一九六六年（昭和四一年）『少年法改正に関する構想説明書』として公表され、つづいて一九七〇年『少年法改正要綱』が示されている。この要綱は法制審議会少年法部会で討議されているが、年長少年の取り扱いについては格別異論のないところであるが、検察官関与・捜査機関による不送致処分については批判・反対の意見が強く、一九七五年（昭和五〇年）「中間報告に盛り込む事項」（少年部会長試案）ということでまとめ、一九七七年（昭和五二年）六月、法制審議会より法務大臣宛に『少年法の改正について』（中間報告）ということで答申している。その要点は左のとおりである。

- ①少年の権利の強化（防禦権の拡大、弁護士による国選付添人制度）、
- ②一八歳以上の年長少年の事件については、一八歳未満の中間・年少少年の事件とは、ある程度異なる取り扱いをすること（重罪事件における検察官の審判出席権、検察官の抗告権）、
- ③一定限度において捜査機関の不送致を認めること、
- ④保護処分の多様化と弾力化をはかること^⑤

その後、昭和六〇年代から平成五年頃まではシンナーなど薬物事犯・暴走族事犯・有害図書の影響・突然の自殺など、遊び型・初発型非行・不可解な事故は依然としてつづいているが、世紀末の大犯罪時代到来とともに^⑥える風潮が、オウム真理教のサリン事件とともに噴出したともいえようか、平成六年（一九九四年）前後より凶悪・奇異、予測もつかぬ動機不明の異常な少年犯罪が続出して止まない。平成六年一〇月号の『文藝春秋』に「少年法を問いかね——一九歳の冷血——」と題し記す千葉県市川市の柳田一家四人惨殺事件は、少女を強姦、無抵抗な家族を虫けらのごとく次々と刺殺しており、「人間の片鱗すらみせぬ極悪非道、残酷無慚の極

み」と記述せられている。前後するが、コンクリート詰殺人事件（東京の女子高校生監禁殺人事件）、名古屋の噴水族アベック殺人事件なども同等といえる凶悪な事件である。

このほか殺人同様の愛知県西尾市の中学生O君のいじめ自殺・巻き上げ金豪遊事件、東京中野のF中学の葬式ゴッコ自殺事件、山形の中学生グループのマット寶巻き圧死事件、あるいは横浜での浮浪者連続殺人事件（おやじ狩り）、龜戸での警察襲撃事件、神戸の酒鬼薔薇A少年の淳君殺害首晒し事件、栃木の黒磯中学でのバタフライナイフによる女教師刺殺事件、名古屋の中学生グループの五、〇〇〇万円恐喝豪遊事件、愛知県豊川での一七歳優等生少年の老女刺殺事件、一七歳少年の西鉄バス・ハイジャック殺傷事件など枚挙にいとまなく、青年ではあるが独立した大人としての自制・行動感覚が、どのようにみても欠落・麻痺している新潟での少女誘拐長期監禁事件、有名国立大学卒青年の全日空機ハイジャックならびにレインボー・ブリッジ潜り抜け夢想未遂事件、沼津駅自転車置場での女子高校生ストーカー殺人事件も延長的に併せ考えねばならぬ事件と思われる。

少年審判規則第二二条には「懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない」とあり、果たしてこうした少年に法定どおり一律に対応して事件が処理され、被害者ならびにその家族、社会感情を納得させられ得るものか。考えてみると、残念ながら司法福祉として英知をしぼった歴史的結晶“愛の法律”も、ここに至り、その基本的な考えは尊重しつつも、少年法制に大きな違和感と現実的ズレが例外的に存在することを改めて厳しく認識せざるを得ない。したがって、少年とはいえ事犯とその内容、その扱いから、少なくとも大人顔負けの、人間として許されない重大凶悪事件や、少年のグループによる計画的・強固な悪質の否認事件については、明確な事実の確定がなされるよう、少年審判官の複数制、検察官関与も必要限度に認めねばならず、事例によっては被害者感情・社会感情（世論）に応える実名・顔写真報道を許容する決定が法の一部改正により早急になさるべきである。

少年事件は法制上、非公開・密室での審判であるため、事実関係の報道がなされぬまま、事実が被害者にも

社会一般にも確認されぬまま、理解されぬままであり、もちろん、少年院送致となつても、人の資格に關する法令の適用、少年法第六〇条により保護され前科歴とならぬまま終わるわけである。しかし、こうした法の善意・法の賢慮・少年法制の仕組みは、逆つて罪の意識を自覺させ促す反省・贖罪の機會・觀念を喪失させておわり、少年の仲間意識を助長、どうせ未成年で罪にはならないんだからという開き直りと安易感、ゴネ得、口裏合わせ、しら切りが風潮化、捜査にも大きな壁と制約をもたらしていると考えられる。また加害少年を保護する少年法の理念・制度が高邁で、あまりにも強固であるため、被害者保護・被害者感情と相容れないアンバランスな矛盾を招来していることも注目すべき事実である。

また少年法で最も重要なことは前提である対象少年の年齢であるが、わが国では法律によりく々な扱いにあり、民法での未成年者は満二〇歳以下であつて（同法第三条）、未成年者は親権のもと、その懲戒権・住居指定権・職業許可権などに服し、婚姻については親の同意を必要とする（同法第八二〇条ないし八二三条）とある。しかしながら男子は満一八歳、女子は満一六歳で結婚が認められるのであり（同法第七三一条）、国会議員の選挙権は満二〇歳以上、労働法では一八歳未満は年少者として扱われ（労働基準法第五七条・六〇条）、満一五歳以下の児童は労働者として使用してはならないとしている（労働基準法第五六条）。ただ営業を許された未成年者はその営業に関しては成人と同一の能力があるとみなされる（民法第三条）。賃金も独立して請求できる（労働基準法第五九条）。各種資格についても、自動車の普通免許は一八歳で取得を認めている（道路交通法第八八条）等々である。

保護法益を異にしている法であるため区々であるが、これほどの人格と能力を他の法律で認めていながら、なぜ少年法は一八、一九歳にある者を善惡の弁別が出来ぬとして、多くの場合、刑事責任をとることが出来ぬとするものか理解に苦しむところである。一八歳以上はもはや成人として少年法の適用から除外する法改正こそが、時代にも人倫にも合致した法制と考えられる。

この続発する少年の不透明な脈絡のない凶悪犯罪に対処するため、平成二年五月、政府は少年法改正の審議を急ぎ進めるとの声明を出しているが、ただ政府案である少年に対する刑事適用年齢（現行一六歳）の引き下げ、ある程度の検察官関与といった少年審判手続の見直しだけの法改正では、少年の犯罪・非行の防止、抜本的対応にはなり得ない。まず身近な両親・学校・友人・それに市民が、なぜそれに気づかなかつたのか、なぜそれを止めなかつたのかといった道義感・規範意識の稀薄・欠落についての深い反省に立ち、少年の置かれた苦悩・歪められた心情の早期発見と相談・助言、不審で逸脱した交友関係、異常な言動や動物虐待・いじめ、服装・所持品への疑念と注意などが何より必要であり、この機会に国民全体が積極的に、真剣にこれに取り組むことが肝要と痛感するものである。

あとがき

本稿は少年法制の形成・分岐・改善努力の経過を通して、現行法制の問題点に若干触れようとする断片的の考察にすぎない。かつて私は昭和五一年度文部省学術助成金三三〇万円により『少年懲戒教育史』（本文一、〇九二頁）を刊行、慶應義塾大学での日本教育史学会で発表した際、「少年保護」は解るが「少年懲戒」という教育概念が一体あるかという質疑・批判を受けたことがある。しかし、以来一貫して賞罰を重要な要素と考える教育分野において、落ちこぼれ・不登校児・非行少年は学校教育の対象からはずされ、義務教育対象者である年齢の者まで法務省所轄の少年院、厚生省所轄の教護院（平成一年児童自立支援施設と改称）へ移すということは、教育の放棄・切り捨てであり、あくまでこうした対象は文部省所管の教育大学付属などの匿名学級・特殊学級（林間学校などの方式）などで、あくまで抱え込み教育すべきだという論をのべてきた。⁶⁸⁾しかし、この改革は当局がいきなり手を下すことは難しいものがあり、私見としては近い将来、道州制が採られたときを期

すことが好機と考えている。

その場合の少年法改革の展望として、初等・中等の少年院は州および政令指定都市所轄とし、地域の身近な問題として密切な対応を可能とし、医療少年院・少年刑務所・司法病院（仮称）を国立として新設存置、現在の特別少年院収容対象は少年刑務所の不定期刑という対象で特別処遇のなされることが適切と考えている。

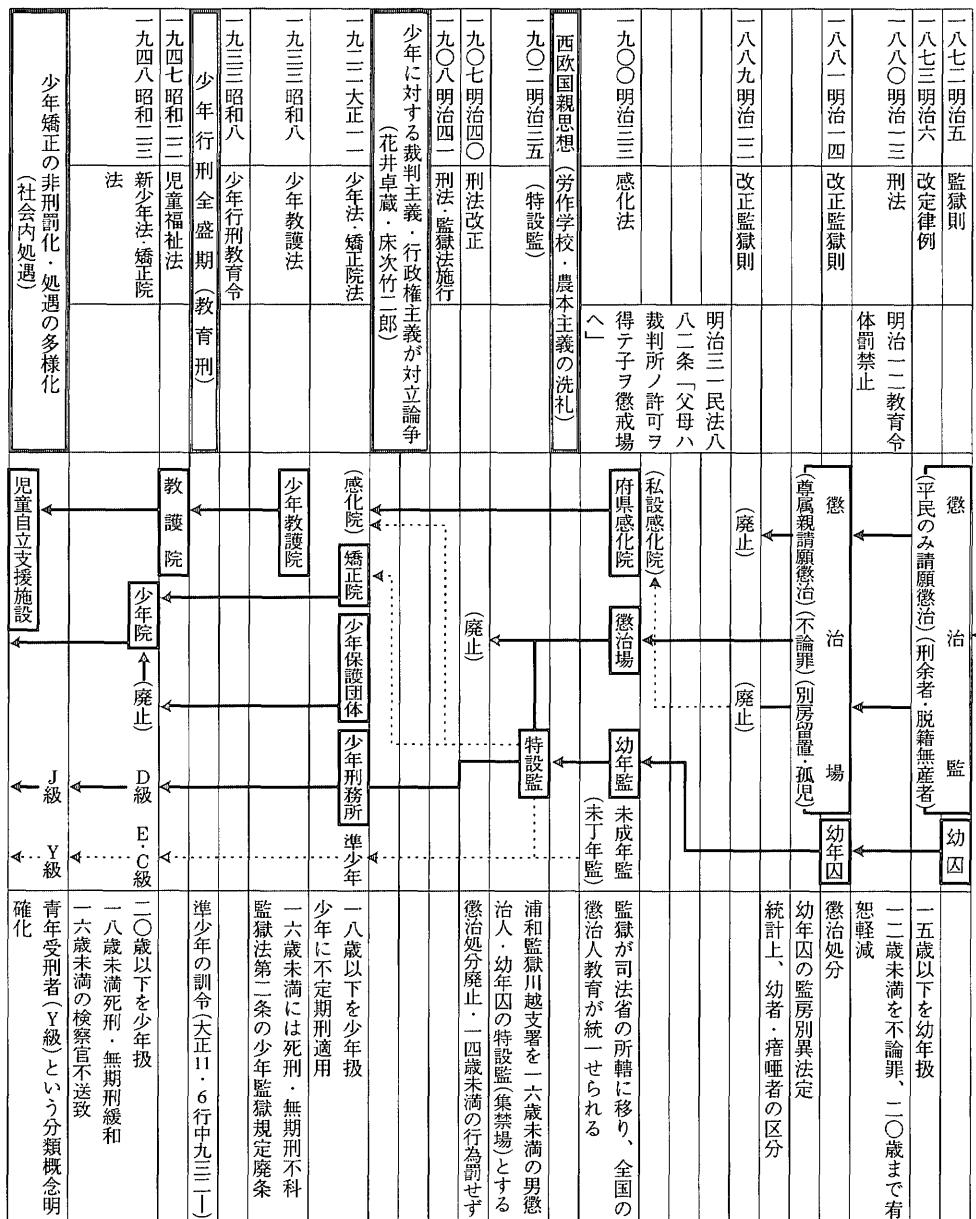
ともかく、このビジョンへの接近可能な妥協点を、当面、一つでも見出してゆきながら少年法の有効な機能が發揮できることを願うもので、「法律は家庭に入らず」という西欧の古い法諺にあるごとく、少年法は終局的に家庭に回帰すべきものであろう。少年に対する保護・懲戒の機能も、本来親権から発し、国親思想に代替されるプロセスもあるが、それは親権者・後見人の至らない点、及ばない点を補い代替するというところにあるのであって、法制もそれに沿わねばならぬとして少年法の存在がある。このように最も自然な回帰軌道をたどれば、少年法は本質的にいつて刑法や刑事訴訟法の特別法ではなく、あくまで民法の特別法であるといふ考え方を考え直し、育て直す必要があるとする時期が到来しよう。

進歩的現代人・文化人と自認して、まさか気取つて親権者である肝心の親が子を叱らない、懲戒しないといふ無懲戒主義の理想を歩んでいるわけではなかろうが、ともすれば、人権尊重の教育のなかに懲戒という観念・必要性が排除され、史的残骸としてみられ埋没しているのではなかろうかという錯覚と挫折感・無力感に襲われる。

悪事を懲らしめる、もう懲り懲りだという成長期の体験、転ばぬ先の戒めこそ、「体験的予戒的懲治」と私なりに表現してきたのであるが、懲治・懲戒・仕置きの教育場面・少年法制を知らずしては、眞の理想とする無懲戒教育などといふものは果たし得ないのであり、ましてや有効適切な矯正教育の尺度も見出せぬものと言わねばならない。なればなお「少年よ家庭に帰れ」「少年法よ家庭に帰ろう」と呼びかけ叫びたい原始的情動をもつて稿を閉じたいと思う。

〈現行少年法制への略系図〉

時代特色	法制	学制・家族法制 ・外国法制	拘禁懲戒を主とした懲戒法制略系	備考
六〇四推古二二	十七条憲法		第六条「悪を懲らし善を勧めるは古の良典なり」	
七八八養老二	養老律令	決罰（令義解）	六歳以下幼年・七歳以下刑を科せず	六歳以下幼年・七歳以下刑を科せず
一〇〇八寛弘五	（西宮記）		一七歳まで幼年扱	一七歳まで幼年扱
一二五三建長五	（吾妻鏡）	親の義絶権	幼童の成敗は律令に従う	幼童の成敗は律令に従う
一三四一暦応四	（斑鳩嘉元記）		幼童の刃傷に刑を加えず	幼童の刃傷に刑を加えず
一五六六大永六	今川仮名目録		五歳以下を幼年者扱	五歳以下を幼年者扱
一五四七年文一六	武田信玄家法		三歳以下を幼年者扱	三歳以下を幼年者扱
一六五五年曆元	江戸町中定	一五九五アムス テルダム懲治場		
一六六〇万治三	紀州藩父母帖			
一七四二寛保一	御用寛帳書抜	一七〇三ローマの 聖ミカエル感化監		
一七四二寛保八	公事方御定書			
一七四二寛保八	寺小屋仕置	郷へ領布		
（見歎りの思想から赦の思想へ）	（赦宥の思想）	第七九条「子心にて無弁、人を殺候もの拾五歳迄親族え預置、遠島」	一五歳以下の幼年の刑を軽減	
（幕末維新期）	（幕末二文久一）	一七七八 安永七年 石川島人足寄場設けられる	遠島は主として江戸に近い伊豆新島	
体験的	（十八六六年明治元）	一七九〇 寛政二年 石川島人足寄場設けられる		
予戒的	（十八六六年明治元）	一八三八 天保九年 熊本藩一五歳未満の盜犯に限り笞刑・贖を廢止、「刑場叱り」とする		
懲治思想	（十八六七年新律綱領）	一八五四 安政元年 白糠炭山役夫として親の願による幼年懲治人をも送る		
		関東取締出役の組合村團補理場・山口藩思案固屋（懲卒舎）、甲府教養院・静岡改心所		
				律令に倣う。但し一五歳以下を幼年扱
				律令に倣う。但し一五歳以下を幼年扱



〔注〕

『唐律疏議』禮の条。

拙著『少年懲戒教育史』第一法規、一九七六年、六頁。

『吾妻鏡』四十三、建長五年一月二五日条。

『徒然草』一三七段、『簾中抄』(後世・江戸時代の書)下巻。

『南紀徳川史』、前掲書(2)三三三頁。

『江戸町中定』『徳川禁令考』第一六六。

『徳川禁令考』『徳川禁令考後聚』『科條類典』。

石井良助「日本刑罰史における人足寄場の地位」、『人足寄場史』創文社、一九七四年、一一一頁。

(9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 委託勘当の初手は房総稻毛の網元へ、一回目となれば銚子の網元へ預けられるなどの例を見る。拙著『江戸の犯罪

白書』P.H.P.研究所、一九八六年、四二頁。

(10) 都錦『風流日本莊子』卷之二、勘当の智恵袋の段、中田薰『徳川時代の文学に見えたる私法』岩波文庫、一九八四年、一七〇頁。

手塚豊『明治初期刑法史の研究』慶應義塾大学法学研究会、一九五六六年、六九頁。

平松義郎稿「刑罰の歴史(日本)」、「刑罰の理論と現実」岩波書店、一九七一年、二二六頁。

(13) (12) (11) 拙稿「人足寄場の創設と運営の史的実態——その構想と実践にみる伝統的牢制の修正——」、『中央学院大学法学論叢』第一〇巻第二号、一九九七年、一〇〇頁、一〇一頁。拙著『鬼平・長谷川平蔵の生涯』新人物往来社、一九九九年、一七九頁。

(14) 聖クラリッサ修道女 The Order of St. Clarissa の懲治場設置初期情況については、Spiegel, Alderman Jan Laurenszoon van tuchtlijst (1588)『懲治場の基礎についての考察』、Miracula San Raspini Redivivi (1612)『キハ・ンスル』の奇蹟』へもいた文献がそれを伝える。

(15) Hippel, Beiträge zur Geschichte der Freiheitsstrafe (1892)『自由刑の歴史への寄』。瀧川幸辰『刑法史の断面層』一粒社、一九六一年、一一九頁以下。

(16) パウル・ポーリッツ、東邦彦訳、重松一義解説『刑罰と犯罪』日本行刑史研究会、一九七五年、Paul Politz, Strafe

- (17) ハム・ハワード、湯浅猪平訳『監獄事情』矯正協会、一九七一年、THE STATE OF THE PRISONS BY JOHN HOWARD、一五一頁。
- (18) 前掲書(17)、一一一頁、三五五頁。
- (19) トーステン・エリクソン、犯罪行動研究会訳『犯罪者待遇の改革者たち』大成出版社、一九八〇年、THE REFORMERS An Historical Survey of Pioneer Experiments in the Treatment of Criminals by Torsten Erikson、一一一頁。
- (20) 小川太郎『犯罪と自由刑』一粒社、一九八〇年、五七頁。
- (21) Z.R. Brockway, The Reformatory System (1870). The New York Reformatory in Elmira by Alexandre Winter (1891).
- (22) 矯正資料館蔵『前橋監獄沿革誌』明治元年六月一七日・初版の頃。
- (23) 拙稿「維新期における青少年矯正の胎動」、雑誌『犯罪と非行』第一九号、一〇三頁以上。
- (24) 拙著『近代監獄則の推移と解説』北樹出版、一九七九年、五〇頁以下。
- (25) 拙稿「わが国における幼年懲戒観念の変遷——近世から現代にいたる法制史の一考察——」、雑誌『刑政』第八七卷二号、一九七六年、六六頁。
- (26) 前掲書(1)、六八頁、六九頁。
- (27) 堀田正忠『刑法私義』、六七三頁。
- (28) 『東京少年審判所十年史』東京少年保護協会東京支部、一九三五年。錦華学院蔵『教誨錄事』。拙稿「感化院創業期における心学の役割」、石門心学雑誌『いのる』第一九卷第三号、一九七三年、前掲書(2)、一一〇頁。
- (29) 留岡清男「父留岡幸助」、雑誌『刑政』第七三卷第三号、一九九〇年。
- (30) 東季彦訳『全訳獨逸民法』有斐閣、一八九六年、四三六頁。
- (31) 梅謙次郎『民法要義』卷四、一九〇〇年、三五五頁。
- (32) 少年法施行六十周年記念出版『少年矯正の近代的展開』矯正協会、一九八四年、一〇四頁。
- (33) 前掲稿(25)、六九頁。
- (34) 小川太郎「小河滋次郎」、雑誌『更生保護』第一六卷第三号、一九七〇年、四六頁。
- (35) 第一四回帝国議会(明治三三年)衆議院・貴族院速記録。

- (36) 前掲(35)、速記録第一号・高須賀穰委員質疑。前掲書(2)、三七八頁末尾所掲の第一次読会伊沢修二議員質疑。前掲書(2)、一〇一五頁の私見。
- (37) 挙著『刑事政策講義』(改訂版)信山社、一九九〇年、一二二一頁。
- (38) 挙著『日本刑罰史年表』雄山閣、一九七二年、一五一二頁、一五三三頁。
- (39) 東京市養育院編『養育院六十年史』一九二二年、四七六頁以下、五〇〇頁、井之頭学校の項。
- (40) 前掲書(38)、一六五頁、一六六頁。拙稿「伝記 少年行刑・少年感化の父——典獄早崎春香の事蹟とその生涯——」、雑誌『犯罪と非行』第一二号、一九七二年。
- (41) 刑務協会編『日本近世行刑史稿』下巻、一九四三年、前掲書(38)、一六六頁。
- (42) 本願寺(本派本願寺・大谷派)編『日本監獄教誨史』上巻・下巻、一九二七年、京都監獄の項。
- (43) 第二四議会(明治四一年三月一五日)委員会速記録、第一五号。
- (44) 大久保利武『日本におけるベリー翁』東京保護会、一九一九年。拙稿「J.C.ベリー博士伝——明治初期・監獄改良の先駆的恩人——」、「中央学院大学人間・自然論叢』第十一号、一〇〇〇〇年。
- (45) 前掲稿(29)、四四頁。前掲書(2)、三六五頁。
- (46) 『小河滋次郎著作選集』筑摩書房、収録、杉山晴康「ある監獄学者の青春——若き日の小河滋次郎について——」、『早稻田法学』第五八卷第一号巻頭論文、一九八三年。拙稿「青年期の日記『有終記』にみる小河滋次郎博士の面影」、雑誌『創文』一三三号、一九七四年、一三三頁以下。
- (47) 『法学協会雑誌』第二五卷第九号、明治四〇年九月一〇日発行。前掲書(2)、五七九頁以下。
- (48) 第二四回帝国議会(明治四一年三月一五日)の感化法中改正法律案、衆議院議事速記録、第一五号。
- (49) 前掲書(28)、一七頁。前掲書(2)、五九八頁。
- (50) 前掲書(32)、二七四頁。明治四五年一月二三日『法律取調委員会日誌』第三号。
- (51) 前掲書(32)、二七五頁。明治四五年二月九日『少年犯罪二関スル法律案特別委員会日誌』第一回。
- (52) 前掲書(32)、二七五頁。大正二年一二月二五日『少年犯罪二関スル法律案特別委員会日誌』第一回。
- (53) 大阪社会事業連盟発行雑誌『救済研究』第八卷第一号、五頁以下(大正三年一月刊)。
- (54) 前掲書(32)、三一五頁。

- (55) 前掲書(2)、六九頁。
- (56) 司法保護協会編『司法保護事業年鑑』一九四〇年。司法大臣官房保護課『司法一覧』一九四三年。少年保護団体名とその保護活動の情況は前掲書(3)、四二一頁以下に所掲。『司法保護の回顧』森山武市郎先生顕彰録、日本更生保護協会、一九六九年。
- (57) 前掲書(2)、八七五頁。
- (58) 団藤重光・森田宗一『少年法』ポケット註釈全書（新版第二版）、有斐閣、一九八四年、三頁、四頁。
- (59) 司法研修所編『少年法概説』二訂版、法曹会、一九六九年、一頁、二六頁、四〇頁。
- (60) 法務省矯正研修所編『教材少年院法』一九七八年、一九三頁。拙稿「少年警察・少年補導センターの運用経過と現状所見——望みたいセツルメント的性格と矯正保護への接近——」、雑誌『公聴』第二八号、一九七五年。拙稿「非行少年鑑別の法制化とその課題」、中央学院大学総合科学研究所研究年報No.1『現代の諸問題とその分析』一九八八年、所掲、拙稿「少年院の実態と少年法」、雑誌『法と政策』第一法規、一九八一年、八月号。
- (61) 法曹公論社編『青年層——少年法改正の背景と問題点——』法曹公論社。守屋克彦『少年の非行と教育』勁草書房、一九七六年。拙編『少年法演習』新有堂、一九八一年。森本益之・瀬川晃・上田寛・三宅孝之共著『刑事政策講義（第二版）』有斐閣、一九九四年、一八〇頁。
- (62) 拙稿「低俗娯楽雑誌の猥亵性と青少年に与える影響」、『警察学論集』第三〇巻九号、一九七八年。拙稿「有害漫画についての一考察——その非行への共鳴性と有害性——」、八木国之先生古稀祝賀論文集『刑事法学の現代的展開』下巻、法学書院、一九九一年、所掲。拙著『漫畫考現学』近代文艺社、一九九六年。拙稿「なぜ死に急ぐ」、『少年補導だより』七八号、京都市少年補導協会発行、一九七八年。拙稿「青少年自殺の誘引性とその対策」、『警察学論集』第三一巻第四号、一九七八年。拙稿「市民社会の刑事政策の感覚」、青山学院大学法学部重松ゼミ誌『刑事政策紀要』第一号、一九七九年。
- (63) 拙著『法学概論——現代法学の基礎——』成文堂、一九八三年、三一頁。西欧の古い法諺 Jurisprudentia “法についての賢慮”。
- (64) 拙著『死刑制度必要論——その哲学的・理論的・現実的論拠——』信山社、一九九五年、一一六頁。Theory on eternal at the system of death penalty。

(65) 前掲稿⁽²⁵⁾。拙稿「ドブ泣えの教育と人生」、「わが人生論——青少年へ贈る言葉——」文教図書出版、一九九六年。
拙稿「刑事処遇論——二十一世紀に向けた処遇体系の検討と再構築——」、下村康正先生古稀祝賀『刑事法学の新動向』下巻、成文堂、一九九五年、所掲。